令和８年第２回邑楽町議会定例会議事日程第２号

令和８年６月９日（火曜日）　午前１０時開議

邑楽町議会議場

第　１　一般質問

○出席議員（１４名）

１番	山本裕子 議員	２番	三ツ村由紀 議員
３番	武井清二 議員	４番	新村貴紀 議員
５番	神山　均 議員	６番	蟹和孝一 議員
７番	佐藤富代 議員	８番	小久保隆光 議員
９番	黒田重利 議員	１０番	瀬山　登 議員
１１番	松島茂喜 議員	１２番	塩井早苗 議員
１３番	原　義裕 議員	１４番	松村　潤 議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

橋本光規	町長
関口春彦	副町長
小林淳一	教育長
石原光浩	総務課長
横山淳一	財政課長
小沼勇人	企画課長
矢島規行	税務課長
山口哲也	住民保険課長
野中和也	福祉介護課長
田中敏明	健康づくり課長
金子佐知枝	子ども支援課長
金井孝浩	農業振興課長 兼農業委員会 事務局長
小島　拓	商工振興課長
石原　薫	建設環境課長
新島輝之	都市計画課長
松﨑澄子	会計管理者 兼会計課長
川島隆史	学校教育課長
藤田和良	生涯学習課長

○職務のため議場に出席した者の職氏名

中	繁	正	浩	事	務	局	長
秋	元	智	美	書			記

◎開議の宣告

○松島茂喜議長　これより本日の会議を開きます。

〔午前１０時０２分　開議〕

◎一般質問

○松島茂喜議長　日程第１、一般質問を行います。

順次発言を許します。

◇　新　村　貴　紀　議　員

○松島茂喜議長　４番、新村貴紀議員。

〔４番　新村貴紀議員登壇〕

○４番　新村貴紀議員　おはようございます。議席番号４番、新村貴紀です。一般質問を始めさせていただきます。

初めの一般質問なのですが、休日における役場との緊急対応の連携についてお聞きします。新聞報道によると、ある自治体において生活困窮者が車中泊をしており、それを発見した市議会議員が自治体に対して緊急対応をお願いしたところ、休日の依頼であり、市議の圧力を感じたとの職員発言があり、問題となりました。私たち議員、休日や深夜であっても町民の皆さんから連絡があり、邑楽町役場にお願いしなければならない場面もあるかと思います。また、今回の件に対して、対象者は心筋梗塞を過去に発症したことがあるとの毎日新聞の報道記事もあり、医師でもない限り判断ができないため、場合によっては邑楽町役場に対応をお願いしないといけない場面もあると思っています。この件につきまして質問させていただきます。邑楽町として、緊急事態案件に対しての行動マニュアルは既に作成してあるのでしょうか。また、ない場合はどのように考えているのでしょうか、担当課長にお伺いします。

○松島茂喜議長　野中福祉介護課長。

〔野中和也福祉介護課長登壇〕

○野中和也福祉介護課長　お答えいたします。

休日の緊急対応についてですが、休日や夜間に緊急対応が必要な事案が発生した場合は、宿日直の職員から担当課へ連絡がされる体制が整備されておりますので、生活困窮者等に関する事案につきましては、福祉介護課の職員が対応します。

生活困窮者等の緊急対応に対しての行動マニュアルにつきましては、作成はしておりませんが、聞き取りを行い、状況に応じて判断をさせていただきます。通常連携している関係機関の多くが受付時間外であるため、取れる対応は限られますが、できる限り最適な対応に努めます。

以上でございます。

○松島茂喜議長　新村貴紀議員。

○４番　新村貴紀議員　ありがとうございました。やはり緊急対応で窓口とかに、夜間のところ、窓口に行ったりしてお願いすることもあると思います。そのときは対応のほどよろしくお願いします。

続きまして、同じ件なのですけれども、橋本町長にお伺いします。365日24時間、町民の安全安心を守るため、常に考えていらっしゃると思います。緊急案件に対して行わなければならないという考えは、今課長のおっしゃるとおりと一緒でしょうか。町長、お願いいたします。

○松島茂喜議長　橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長　お答えいたします。

町民の安全安心を守ることにつきましては、町長、町に課せられた義務であるというふうに考えております。緊急時というのは、今言われたような福祉的な対応以外にも突発的な災害であったり様々ございますが、それらに備えまして副町長、教育長、それから総務課長や各担当課長とは常に連絡が取れるような体制というのは整えております。緊急時における連絡網、それからグループＬＩＮＥの活用、災害時の職員初動マニュアルなどは整備済みであります。また、私自身公務等で不在となるときには副町長あるいは教育長、総務課長のいずれかが役場のほうに待機をし、指揮をする者が不在にならないような対応を取っております。そういったことで、365日、緊急時の対応を整えて、町民の安全安心を守るように努めているところでございます。

以上です。

○松島茂喜議長　新村貴紀議員。

○４番　新村貴紀議員　ありがとうございました。やはり緊急事態、土日、深夜問わず町民の皆さんが何かお困りになるときはあると思います。行政として、やはり住民の皆さんに安全安心を提供していただけるということは本当に町民の皆さん心強いと思います。先ほど町長のお話しのとおり、いろいろな関係の役職の方がきちんと何か、災害等もあると思いますけれども、そういうときもきちんとスムーズに動いていただけるということが分かりまして、かなり安心しました。町民の方も安心されていると思います。

引き続きまして、次の質問に移らさせていただきたいと思います。発信が出ないので、ごめんなさい、こちらのモニターになってしまいます。移住者サポートについてお聞きします。邑楽町においても、今後少子化による人口減少を食い止めるため、移住者を増やす促進を行わなくてはならないと感じています。昨年全国自治体が集まった移住者相談会があり、私、情報収集を兼ねて行ってまいりました。様々な問題があり、移住者に対しての仕事、住居の提供、地域のコミュニケーションをどのように行うかが重要であることが分かりました。その中で、長野県下伊那郡阿智村は様々なサポートを実際に行っています。その内容を簡単に説明した後、邑楽町について伺いたいと思い

ます。

すみません。ちょっと発信が出ないので申し訳ないです。こちらのモニターで説明させていただきます。今出ました。阿智村プロジェクトマネージャー募集というのをやっていまして、今現在は募集は終わっているということなのですけれども、次のページになりますけれども、阿智村がいろいろ抱えている課題に対して、プロジェクトマネージャーというのを募集しています。募集人員はいずれも１名ということで、総合と設計・デザインまたは不動産関係ということで、そういうのに精通している方を会計年度任用職員として雇っているということです。

次のページになりますと、どんなことを目的としてその方を募集しているかといえば、要望合戦や箱物優先の思考から脱却するとか、経済合理性を重視した運営重視型にてやるとか、人中心のスケールに見合った形での空間と場の創出をするなどあります。そういうのに精通している方を雇用していまして、雇用期間としては実質３年間ということで行っております。また、原則として月12日、93時間勤務で、８時30分から17時15分までという勤務時間でして、基本給も月額30万5,200円ということになっています。通常こういうプロフェッショナルの人を頼むとすごくお金がかかるように思われるのですが、今まで私ども研修、私も新人として３回行かせていただいたのですけれども、ほとんどの成功している地域とかの話を聞きますと、キーマンである人がいて、話を聞くと、そんな高いお金を使って雇ったりもしていないということで、経験豊富で、邑楽町であれば邑楽町のために自分の活躍というか、自分たちの経験、自分の経験をそこで使いたいという人たちとかの募集が結構あるのかもしれないなと私も思っております。阿智村へ今回行きまして、たまたま東京でやった移住者の相談会でお話できたものですから、見に行ったのです。阿智村の話をしながら、どうやって成功へ進めていったのですかという話を聞きましたらば、こういうふうに自分たちだけではなくて、いろんなところのいろんな知識を持った方のそういうのをお願いしながらやっていったということです。質問に移らせていただきます。まずは、今回私が行ったような移住フェアですけれども、全国的なイベントがあります。邑楽町は、今後そういうイベントに参加するということを考えているでしょうか、担当課長にお伺いします。

○松島茂喜議長　小沼企画課長。

〔小沼勇人企画課長登壇〕

○小沼勇人企画課長　お答えいたします。

現時点では、議員おっしゃるような全国規模の移住専門イベントへの直接的な参加はいたしておりませんが、群馬県が主催する移住イベントへ年１回、ウェブ形式ではございますが、参加をし、情報収集や本町のＰＲに努めているところでございます。また、移住に特化したイベントではございませんが、農業、商工に関連したイベント等へ年数回参加をし、町の特産品やマスコットキャラクター、オーランドさんなど、町の魅力を広く発信する機会を設けているところでございます。今後につきましても、本町の特性を生かした効果的なイベントへの参加や情報発信の在り方について

は、群馬県とも連携しながら研究のほうをしていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○松島茂喜議長　新村貴紀議員。

○４番　新村貴紀議員　ありがとうございました。移住フェス、移住者の相談会とかというのを、私はほかのそういうイベントがあったら積極的に、ここの地域は東京から近いので、結構東京で全国のそういうイベントをやるということが多いものですから、極力時間があるときは参加できるという条件もありますけれども、そういう参加できるものに対しては行かせていただいております。群馬県の一部の市町村もこういうイベントに参加しておりますし、いろいろなところが自分たちをどうやってアピールをしていくかということでやっていますし、いろんな人が、やはり見ていると移住したいのですけれどもとか、相談してきたり何かしているというのも見受けられますので、ぜひともこういうイベントとかにも参加というのも考えていただければと思います。

次の質問なのですが、いろいろなイベント、移住者とかのそういうイベントとかでよく聞く話が、各自治体の人に聞きますと、質問でよくあるのが仕事及び住宅に対して相談とかした場合、そういうのがあるのかと、用意されているのかということをよく聞かれるそうです。やはり移住するのには、邑楽町であれば自然の環境がいいとか、そういうことで移住したいという人、今ユーチューブ配信とかいろんなところでそういうのを見られるのがあって、それがきっかけとして移住したいという人もいるかとは思います。その中で、まず不安がるのは、移住するとそこで生活しなければならないので、その中で仕事についてはどういう仕事があるのか、自分に合った仕事があるのかとか、そういう応募があるのでしょうかとかという話をされたり、あとは家族とかで来る方もかなりいらっしゃるということで、家族が住む住居等の準備とか、そういうのもできるのですかと。阿智村になるのですけれども、そういう不安を解消するために90日間、１日3,500円で家電製品とか貸しているそうです。それで、実際に最初に住んでもらって、住んでもらうというか、ロングステイとかショートステイしてもらって、やっぱり納得してもらうというのが一番いいので、納得しないと、ちょっと違ったねといってすぐ帰られるよりも、そういうことをやって十分理解してもらってから移住してもらいたいというのを、阿智村だけではないですけれども、いろんなところの自治体と話しますとそういう話が出ます。そこで、話戻りますが、仕事及び住宅の相談があった場合、準備ができているのかにつきまして、担当課長にお伺いいたします。

○松島茂喜議長　小沼企画課長。

〔小沼勇人企画課長登壇〕

○小沼勇人企画課長　お答えをいたします。

まず、住宅に関してでございますが、町内の空き家等を有効活用するためにも、まずは空家バンクの活用、ほかにも町外からの転入者であっても円滑に住宅を建築できるよう、市街化調整区域に地区計画を張って受入れ環境の整備を現在図っているところでございます。

次に、仕事に関してでございますが、関係部局と関係機関との連携を図りながら、町内企業をはじめとした求人情報の提供や就労、また就農相談に適切に対応できるよう今後も努めてまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○松島茂喜議長　新村貴紀議員。

○４番　新村貴紀議員　ありがとうございました。確かに移住者とかが邑楽町に興味を持って増えてくるとそういう相談とか増えてくると思いますので、そのときの対応を今後ともよろしくお願いします。

次に、町長にお伺いします。今後どのように移住者を増やしていきたいかということについて、町長のお気持ちを聞かせてください。

○松島茂喜議長　橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長　お答えいたします。

本町が将来にわたって活力を維持していくためには人口減少や少子化への対策、とりわけ議員ご指摘の移住定住促進は大変重要な課題であると認識をしております。そうした中、邑楽町に置かれました地理的な優位性、子育て環境の充実、また近隣の市町との連携などを掛け合わせた戦力が重要であろうかと思います。近隣の市町も含めた就労の支援、またハローワークや町商工会とも連携した就職の支援、またＪＡなどと協力をしまして、就農を希望する方への就農の支援、こういったことは現在でも可能であろうというふうに考えています。首都圏への通勤圏内であることや、災害の少ないこと、充実した子育て環境や、商農工のバランスの取れた、こうした本町の魅力などを今後も戦略的に発信することが大切でありまして、今後の取組としましては、先ほど担当課長が申し上げたとおり、空家バンクの活用や地区計画による立地基準の規制緩和といった住環境の整備もさらに推進していく必要があろうかと思っております。また、移住者がこの地域に長く定住していただくためには、仕事や住居の確保に加えまして、地域との円滑なコミュニケーションが大切になってきます。そうしたことから、移住者が地域の方とつながりを持てるようにコミュニティーの形成の支援、こういったことも町としては行っていく必要があろうかと、そのように考えています。

以上です。

○松島茂喜議長　新村貴紀議員。

○４番　新村貴紀議員　ありがとうございました。地域に来て、あれって、違ったよねというよりも、今ＳＮＳとかが発展しています。邑楽町に来てこんなによかったというのは、いろいろなところから発信されていて、どんどん移住者の人が増えていくということが一番喜ばしいことだと思っています。仕事、東京からも確かに近いので、通勤でこちらに住みたいという方もいらっしゃると思うので、邑楽町に移住し、ここに住居を構えてくれる人がどんどん増えていけば、ますます発展して

いくのではないかなということで、次の質問に移らせていただきます。

次の質問ですが、鉄道網の整備についてということです。千代田町と熊谷市を結ぶための利根川新橋、アクセス道路が本格的に動き始めました。これによりまして、邑楽町にとっても南関東、関西圏、関越道に行きやすくなりますので、関西圏につながるアクセスルートが増えることにより、今後経済、生活環境が大きく変わり、貢献される事業と期待しております。今後の交通課題として、次は鉄道をどのように生かすかが必要かと思います。この件に関して伺います。現在の東武鉄道小泉線を利用し、どのような邑楽町の発展を考えているのか、副町長にお聞きします。

○松島茂喜議長　関口副町長。

〔関口春彦副町長登壇〕

○関口春彦副町長　お答えいたします。

本町における唯一の鉄道網である東武鉄道小泉線は、通勤通学など住民の皆様に貴重な移動手段として、また地域の公共交通の要として重要な役割を担っております。議員がおっしゃるように、現在進められておる利根川新橋の整備により、対岸の熊谷市までのアクセスが向上することによりまして、南関東、関西圏への広幹道を使ったアクセスの強化とか、あるいは国道17号バイパスや首都高速の熊谷市への延伸により、首都圏への交通網の整備も進むものと思っています。本町にとっても経済、生活両面に大きな普及効果をもたらすものと期待をしております。町といたしましても、この交通環境の変化を好機と捉え、町の唯一の鉄道網である東武鉄道小泉線の駅前整備の推進や、路線バスとの結節点としての機能をさらに高めることで、東武鉄道小泉線の利用価値を向上していきたいというふうに考えております。また、利根川新橋の完成により増加が見込まれる広域的な人の流れを町内へ呼び込む一方、首都圏への鉄道を利用した通勤等、現在多くの方が利用しているということで、利便性向上に向けた取組など、移住定住促進につなげていきたいというふうに考えております。そのような事業が推進できるように鉄道事業者との連携を密にし、持続可能なまちづくりを推進していきたいというふうに考えております。

以上です。

○松島茂喜議長　新村貴紀議員。

○４番　新村貴紀議員　ありがとうございました。東武鉄道、次は道路ができて、やっぱり交通網、道路と鉄道は重要ですので、ここが発展していかないとということがあると思います。

次の質問なのですけれども、東武鉄道という話がありまして、東武鉄道のほうで様々なイベントを行っています。例えば明和町においては、昨年特急列車を貸し切り、川俣駅、東武日光駅のツアーを組むなどしています。このようなイベントを東武鉄道と邑楽町で協賛するなどして、積極的に邑楽町の東武鉄道をアピールする考え等はありますでしょうか、担当課長に伺います。

○松島茂喜議長　小沼企画課長。

〔小沼勇人企画課長登壇〕

○小沼勇人企画課長　お答えをいたします。

現在東武鉄道との連携事業といたしますと、今年度より若年層の定住促進と鉄道利用促進を主な目的といたしまして、通学定期券の購入費用を補助する定住促進通学支援金支給制度を実施しております。その中で、東武鉄道の電子マネーであるＴＯＢＵ　ＰＯＩＮＴ、そちらを付与する、民間との、東武鉄道との連携事業を展開しているところでございます。このように、まずは生活に直結する通学支援という形で、本町といたしましては東武鉄道と連携を図っているところでございます。議員ご提案の、他町のような貸切りの列車等を用いた大規模なイベント等の実施につきましては、現時点では実施する予定等は立っておりません。しかしながら、議員おっしゃるように鉄道の利用促進は町にとって重要な課題でございます。今後は、現在実施している通学支援の効果をしっかりと検証するとともに、東武鉄道との協力関係を維持発展させ、本町に合った形での新たな連携の可能性について、引き続き東武鉄道のほうと連携を密にしていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○松島茂喜議長　新村貴紀議員。

○４番　新村貴紀議員　ありがとうございました。確かに東武鉄道、観光とかでいろいろなイベントをやっていますし、今までは日光線とかを使っていたのが、最近伊勢崎線とか赤城駅に向かう桐生線とかも何か計画で観光列車を走らせようという話もあるという情報も聞いております。その中で、ぜひとも邑楽町の本中野駅に止まっていただけて、そこでオーランドさんとかを使ったイベント等をやれれば、また鉄道系のユーチューバーの皆さんとか来ますし、明和町のときも、地方局にはなりますが、群馬テレビとか、あと館林市のケーブルテレビジョンとかも放送していました。新聞にも載りました。やはり町としてのアピールもしていかなければいけないのかなというのもありますので、そういうイベントの話とかがありましたらば、積極的にお願いしたいと思います。

次の質問ですが、以前埼群軌道新線という計画がありました。これ2000年頃まであったのですが、推進する団体も今はないということなのです。ルートとして、西小泉駅から熊谷市、森林公園駅につながる計画でありました。軌道新線は路面電車のようなイメージで、今宇都宮市で成功しておりますライトレールと同じようなものです。現在頓挫しているのですが、今後先ほどもお話ししたとおり、鉄道というのは重要になってきます。宇都宮市のライトレールも多分埼群軌道新線と同じような時期で、黒字化はしないだろうとかという話もあったのですけれども、そのときはやはり車社会、軌道新線に対しても計画ができていたときは車社会で、今後少子高齢化していって、鉄道の重要性がますます増えてくるという考えのない時期だったと思います。今回利根川新橋の計画が進みました。もし埼群軌道新線ができると、邑楽町はちょうど中間になって、関東の東から西へ抜けるような鉄道になりまして、すごく便利になります。邑楽町として、これをまた他の自治体と協力して話し合ってみようとかというようなお考えはあるか、町長にお伺いいたします。

○松島茂喜議長　橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長　お答えいたします。

議員ご指摘の太田市と熊谷市を結ぶ新たな鉄道路線であります。埼玉県と群馬県の頭文字を取って埼群軌道新線、こちらの建設整備を促進するために、沿線自治体によって期成同盟会が平成３年に設立をされました。しかしながら、平成16年に休止になり、直近の令和６年にこの同盟会も解散をしたところであります。理由としては、議員もご指摘がありましたけれども、沿線の人口減少であるとか、車社会への転換、また膨大な建設費用など、予算上の問題などによりまして、断念をした経緯がございます。近年物流の効率化、環境意識の高まりから、環境負荷の低い鉄道交通や貨物輸送の重要性が再評価されているということは、議員ご指摘のとおりでありますけれども、一方で全国的に地方都市の人口減少、生産年齢人口の減少など、大きな課題も抱えております。新たな鉄道路線や大規模なインフラの新設には莫大な初期投資の必要性、将来にまた維持管理費の確保、投資に見合う採算性の見通しの難しさなど、厳しい現実もございます。現実的には、邑楽町といたしましては、まずは町民の貴重な通学通勤の足であります東武鉄道小泉線を維持し、効率的に活用できるかがやはり最優先課題であろうというふうに考えています。町といたしましては、今後の利根川新橋の整備進捗状況、周辺自治体の動向、さらには国、県の交通政策の推移を注視してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○松島茂喜議長　新村貴紀議員。

○４番　新村貴紀議員　ありがとうございました。鉄道というのも今後町長がおっしゃるように重要になってくると思います。町内を発展させるためには、交通網の整備が必要でありまして、今回の利根川新橋アクセス道路に関しましても、足利市までつながるということで、やはりそこの交通渋滞とかいろいろ今後考えていかなければいけないところもあると思いますけれども、まずは利根川の新アクセス道路、新橋アクセス道路の整備に注視していただければと思います。

本日は、一般質問、経済関係のことについて、経済とか町の今後についてお話しさせていただきました。今後とも町の発展のために議員と町執行部が一体になってやっていければいいと思います。これで本日の私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○松島茂喜議長　暫時休憩いたします。

〔午前１０時３９分　休憩〕

○松島茂喜議長　休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午前１０時５５分　再開〕

◇　神　山　　均　議　員

○松島茂喜議長　５番、神山均議員。

〔５番　神山　均議員登壇〕

○５番　神山　均議員　どうもお世話になります。議席番号５番、神山均でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、一般質問に先立ちまして、先月福島県内の高速道路で発生した部活動遠征中の交通事故により亡くなられた生徒様に対し、謹んで哀悼の意を表しますとともに、ご遺族の皆様に心よりお悔やみ申し上げます。負傷された皆様の一日も早いご回復をお祈り申し上げます。また、昨今の台風等の影響や自然災害等により被害を受けられた皆様にお見舞いを申し上げます。

それでは、教育・子育て支援についてお伺いいたします。近年部活動の移動中における交通事故が問題となっています。他県で発生した部活動移動中の交通事故は決して人ごとではありません。本町の中学校に通学されている保護者の皆様の中にも部活動に伴う町外への移動や送迎に関して、安全面への不安を抱いている方がおられるのではないかと推察しております。生徒の安全確保に万全を期す観点から、部活動における移動手段の現状と安全管理体制について、本町の考え方と取組状況をお伺いいたします。学校教育課長にお伺いをいたします。本町の中学校における部活動等の移動方法の現状についてご説明ください。

○松島茂喜議長　川島学校教育課長。

〔川島隆史学校教育課長登壇〕

○川島隆史学校教育課長　お答えいたします。

本町の中学校では、中体連の郡及び県大会、町レベルの大会、練習試合では保護者による配車、駅伝大会の試走では町公用車、本大会は民間バス、中体連、関東大会以上は民間バス及び公共交通機関となっております。

以上でございます。

○松島茂喜議長　神山均議員。

○５番　神山　均議員　どうもありがとうございました。教育長にお伺いをいたします。文部科学省は、学校に対して校外活動や部活動時の移動については移動経路や交通手段の事前確認、引率体制の整備、緊急連絡網の整備、事故発生時の対応手順の明確化等を求めているとのこと。本町の中学校の部活動等の移動に関する安全管理について具体的にご説明ください。

○松島茂喜議長　小林教育長。

〔小林淳一教育長登壇〕

○小林淳一教育長　お答えいたします。

管理職は各顧問から月ごとの活動の予定の報告を受けまして、活動場所や時間、移動手段等を掌握しております。そして、それを基に必要に応じて各顧問に移動の際の留意点等を確認したり、指導したりしております。また、顧問の教師は移動手段や経路、移動の際に注意することなど、事前

に生徒や保護者に口頭や文書で伝えております。引率するのは、主に主顧問や副顧問ですが、自転車の場合には危険箇所等に顧問が先回りをして、移動中の生徒の安全を随時確認しながら引率する場合もございます。事故等が起きた場合の緊急連絡体制、対応手順につきましては、それぞれの学校の危機管理マニュアルに記載されております。教育委員会といたしましては、今回の他県での事故等を受けまして、自校の部活動、校外活動における危機管理マニュアルの再確認及びその実効性の確保を各校に指示したところでございます。

以上でございます。

○松島茂喜議長　神山均議員。

○５番　神山　均議員　どうもありがとうございました。危機管理マニュアルを再確認し、マニュアル遵守の徹底をお願いしたいと思います。

それでは、町長にお伺いをいたします。中学校の部活動における生徒の移動手段については、現在保護者による送迎などの実態があり、保護者によっては負担を感じていると思われます。また、万が一事故が発生した場合の責任の所在や安全管理体制について問題はないのでしょうか。今後の部活動の地域移行も見据え、町として保護者送迎における安全管理体制の整備、事故発生時の責任の明確化、さらには保護者負担軽減に向けた統一的な部活動移動に関する安全管理マニュアルを早急に策定すべきと考えておりますが、町長の見解をお伺いいたします。

○松島茂喜議長　橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長　お答えいたします。

先ほど担当の学校教育課長、また教育長が申し上げたとおり、近隣の大会、あるいは県内の大会等も含めまして、部活動における移動につきましては、近隣の会場の場合には保護者送迎ではなく、自転車での移動、また顧問が安全確認も行いながら指示を出して移動しているとのことでございます。自転車での移動が難しく、また公共交通の利用が難しい場所での場合につきましては、教員の運転による送迎は原則行っておらず、保護者に送迎をお願いしておりますけれども、これは専門業者への依頼をいたしますと、民間バス等活用いたしますと、そちらのほう保護者の金銭的な負担が大きくなるということも考慮しての対応というふうになっております。また、保護者送迎の場合には、保護者に生徒の活躍する姿、また教師の指導の実態を見てもらうなど、学校と家庭が連携して生徒の成長を見守るという副次的な効果もあるというふうに評価もしております。保護者の送迎につきましても、事故等があった場合の連絡対応につきましては、学校の危機管理マニュアルには示されておりますけれども、それを基に各学校が対応することとなっております。保護者の負担等も考慮しまして、学校は練習試合の会場を近場で設定するなど、安全管理には十分配慮しておりますけれども、現状では学校の危機管理マニュアルを見直し、さらに充実をさせ、実効性を高めていくことが必要であろうと考えております。

以上です。

○松島茂喜議長　神山均議員。

○５番　神山　均議員　どうもありがとうございました。ただいま町長のほうから説明がありましたが、保護者の金銭的負担が大きくなるので、専門業者への依頼というよりも、保護者による送迎をお願いするほかはないというようなお話もありましたが、なかなかこの辺については複雑な難しい部分があるかなというふうに考えています。また、もしものとき学校、町がきちんと責任を取る対応をすることというのが重要かなというふうに考えています。

それでは、小中学校のコミュニティ・スクールについてお伺いをいたします。令和８年度邑楽町教育行政方針には、「全小中学校のコミュニティスクール化を進め、家庭・地域社会と連帯感を持って邑楽町の子どもの健全育成を図り」、また令和８年度町施政方針には「コミュニティ・スクールを導入し、地域とともにある学校づくりを推進」するとあります。地域と学校が連携し、子どもたちを地域全体で育てる取組は大変重要であり、少子化や地域社会の変化が進む中で、学校と地域の協働を進めていく必要性は理解をしております。一方で、制度導入に当たっては、現場の教職員の負担、制度の形骸化を懸念する声もあることから、目的や運営方法を十分に整理した上で進める必要があると考えております。学校教育課長にお伺いをいたします。コミュニティ・スクール導入の目的及び実際にどのように運営していくのか、お伺いをいたします。

○松島茂喜議長　川島学校教育課長。

〔川島隆史学校教育課長登壇〕

○川島隆史学校教育課長　お答えいたします。

コミュニティ・スクールは、保護者や地域住民が学校運営に正式な形で関わる仕組みです。法律に基づいて学校運営協議会を置いた学校のことを指します。導入の主な目的は、子どもの学びと育ちを地域ぐるみで支え、学校だけで抱え切れない課題を地域と一緒に解決していくことが大きな目的です。地域の大人の知恵や人手を生かし、子どもに合った学びや安全安心な環境づくりを進めてまいります。メンバーは保護者、地域住民、校長などで構成されます。学校の目標を地域と共有し、その目標の実現に向けて、３者がそれぞれの立場でできることを共同で取り組んでまいります。

以上でございます。

○松島茂喜議長　神山均議員。

○５番　神山　均議員　どうもありがとうございました。

それでは、再度学校教育課長にお伺いをいたします。なぜ今導入するのか、また小中学校各１校を先行導入する理由やその狙いをお伺いいたします。

○松島茂喜議長　川島学校教育課長。

〔川島隆史学校教育課長登壇〕

○川島隆史学校教育課長　お答えいたします。

コミュニティ・スクールは、学校運営協議会を設置して、地域住民、保護者が学校運営に正式に関わる仕組みです。文部科学省は、学校と地域の方々が力を合わせて学校の運営に取り組む地域とともにある学校をつくる制度として全国的に推進しており、現在設置は努力義務になっています。また、コミュニティ・スクールの導入校は年々増えており、全国的な導入率も着実に上がっています。本町では、公民館活動が盛んであること、学校双方に対して地域が協力的であることから、今こそ地域とともにある学校への転換を図るべきと考えました。導入に当たっては、教育委員会も伴走支援をすることになりますが、６校同時では支援を十分に行うことができません。そこで、まず今年度は、近隣にあって連絡も取りやすい長柄小と邑楽南中を先行導入することで、教育委員会の支援も充実できると考えております。今年の２校の取組を先行事例として、来年度は残る４校にも学校運営協議会を立ち上げていきたいと考えております。

以上でございます。

○松島茂喜議長　神山均議員。

○５番　神山　均議員　どうもありがとうございました。導入に当たっては、教育委員会も伴走支援するとのことですが、この中心になると思われる指導主事の負担軽減策を検討してほしいなと、そんなふうに考えております。

学校教育課長に再度お伺いをいたします。子どもたちにとってコミュニティ・スクール導入による具体的な教育的効果やメリットをどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○松島茂喜議長　川島学校教育課長。

〔川島隆史学校教育課長登壇〕

○川島隆史学校教育課長　お答えいたします。

主な教育的効果は学力や学習意欲の向上ということで、地域人材による学習支援、体験活動が増え、学びが具体的で身近になります。豊かな人間関係、社会性の育成ということでは、子どもが多様な大人と関わり、地域の一員として見守られる経験を重ねることができます。安全安心の確保という点では、登下校の見守りや地域パトロールなどで生活環境全体の安全意識が高まることが期待されます。家庭や地域のメリットとしては、保護者、地域が教育の当事者になることで、責任感と参加意欲が高まり、学校、家庭、地域が子どもの姿を共有し、家庭教育との相乗効果が生まれ、学校が地域の拠点となり、世代間交流や地域活動が活性化することで、大人自身の役に立っている感覚が生きがいにつながるものと考えております。

以上でございます。

○松島茂喜議長　神山均議員。

○５番　神山　均議員　ありがとうございました。ただいまの説明で期待をしたいと思います。

それでは、また再度学校教育課長にお伺いをいたします。コミュニティ・スクールの中心になる学校運営協議会について、一部の関係者だけの閉鎖的な組織にならないよう、透明性や多様な参画

が重要と考えます。協議会の運営についてお伺いをいたします。協議会委員はどのような考え方で選任し、保護者や地域住民の参画割合、委員の任期や公募による選任制度の設置、そして協議会は年何回程度の開催を予定し、協議内容や議事録は町民へ公開する考えがありますか。一括して説明してください。

○松島茂喜議長　川島学校教育課長。

〔川島隆史学校教育課長登壇〕

○川島隆史学校教育課長　お答えいたします。

協議会委員は保護者、地域住民などから教育委員会が委嘱します。学校運営に一定の権限と責任を持って関わる人たちという位置づけです。学校が抱える課題や問題点を一緒に考え、協力できる方がふさわしいと考えます。保護者や地域住民の参画割合は特に決まっておりませんが、一方に偏らないように、地域の様々な立場からバランスよく選任しております。委員の任期は１年で、再任は妨げません。公募による選任は、現在のところ行っておりません。また、協議会は年３回程度の開催を予定しております。協議内容や議事録は、今後ホームページなどへの公開を予定しております。

以上でございます。

○松島茂喜議長　神山均議員。

○５番　神山　均議員　どうもありがとうございました。ぜひ関係者だけの閉鎖的な組織ではなく、そして透明性のある組織となることを希望したいと思います。

それでは、その項目の最後としまして、教育長にお伺いをいたします。コミュニティ・スクール導入によって、従来の学校運営と比べ具体的に何がどのように変わるのか、お伺いをいたします。

○松島茂喜議長　小林教育長。

〔小林淳一教育長登壇〕

○小林淳一教育長　お答えいたします。

学校には、従来から学校評議員制度というものがございます。これは、校長の求めに応じて個々の委員が学校運営に関する意見を個別的に述べるという組織です。学校運営協議会は、それに対しまして、委員の協議や合意によって意思決定を行う合議体であります。学校評議員が意見の出し合いを行いますけれども、これではなくて、権限と責任を持った合議体としての意思形成を行うことになります。例えば学校運営協議会では、地域、学校、家庭の３者がその地域でどんな児童生徒を育成したいのかという目標について話合いをします。そして、そこで合意し、承認した目標の実現に向けてできることを３者が共同して取り組んでいくことになります。このように、学校運営協議会という仕組みを取り入れることで、地域や学校のニーズが学校運営により的確に反映されるようになります。また、学校運営における学校、地域、家庭の協働性をより一層高めることができるようになると考えます。

以上でございます。

○松島茂喜議長　神山均議員。

○５番　神山　均議員　どうもありがとうございました。いろいろと説明をしていただきました。これからということだと思いますので、見守ってまいりたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。児童の朝の居場所づくりについてお伺いをいたします。新聞報道によりますと、保護者の出勤後、小学校開門まで近隣施設で児童を預かる子どもの朝の居場所づくりに関し、群馬県は2026年度、市町村を主体で行うモデル事業を10校程度に拡大することを目指すという。事業初年度だった昨年度は、大泉町の１校で行い、本年度は明和町の２校が加わりました。１年目で明らかになった課題や利点を共有し、ほかの市町村にも広げていく。運営補助費として、当初予算で1,000万円を確保したというような内容でございます。また、令和７年第１回定例会の一般質問において、担当課長の答弁では、小１の壁の改善については、県も必要を認めています。朝でも安心して児童を預けられる環境を整えることは大事なことだと認識しております。開館時間を早めることについて、人員の確保や保護者のニーズも確認しながら検討していきたいと思う。そのような答弁をされております。それでは、副町長にお伺いをいたします。児童の朝の居場所づくりに向けたその後の検討状況についてお伺いをいたします。

○松島茂喜議長　関口副町長。

〔関口春彦副町長登壇〕

○関口春彦副町長　お答えいたします。

前回の質疑によりまして、児童館での朝の預かり等についての検討等を行うということで、子ども支援課のほうでは、主に就労している家族の家庭が対象となりますので、同じ利用者であります放課後の預かりをしている児童館を利用している家族等にアンケート等を取りまして、要望等については特に寄せられなかったということがあります。そういう中で、通常の中では現在の状況を変える必要はないというふうに考えております。また、町ではファミリー・サポート・センターを運営しておりまして、この中でも学校の開所前の預かり等をその一つとしておりまして、実際にそういう利用者の方もいるということで、児童館だけではなくて、ほかの手法も含めて学校開放前の預かり等を、安全の確保等を図れるようにしていきたいというふうに考えております。

○松島茂喜議長　神山均議員。

○５番　神山　均議員　どうもありがとうございました。

それでは、関連質問ですが、副町長にお伺いをいたします。台風第６号の接近に伴い、６月２日に町教育委員会から各小学校の保護者に対し、登校時刻が遅れても遅刻扱いとしないので、各家庭の判断で安全に登校させてほしい。３日の朝方は、雨や風が強まることが予想されるため、安全第一で判断してほしいとの通知があったとのことです。児童の安全確保を最優先するこうした対応というのは重要であり、適切な措置であったというふうに考えます。しかし、その一方で共働き世帯

やひとり親世帯など保護者が通常の登校時刻より前に出勤しなければならない家庭では、登校を遅らせる対応は難しい場合もあります。安全を優先したい気持ちはあっても、仕事の都合上家庭だけで対応することが困難なケースも想定されます。そこで、台風や大雨などの気象災害が予想される際には、保護者が出勤前の比較的安全な時間帯に児童を預けられるよう、学校での対応が困難な場合には児童館の早期開館など、柔軟な受入れ態勢の必要性をどう考えているでしょうか。また、台風等により臨時休校となる場合についても、保護者の就労支援と児童の安全確保の両立を図る観点から、児童館を活用した早期開館など受入れ態勢の必要性について町の見解をお伺いをいたします。

○松島茂喜議長　関口副町長。

〔関口春彦副町長登壇〕

○関口春彦副町長　お答えいたします。

今回のような台風等が発生とあらかじめ見込まれる場合等につきましては、その対応についてまず各学校でも検討いたしまして、教育委員会、あるいは町の子ども支援部局でも検討を行います。その上で柔軟な対応はしていきたいというふうに思っています。同じような形で、帰宅時間に例えば夕立、落雷等非常に危険な状態があるとか、そういう場合には、その都度に応じた対応を行っていくように努めていきたいと思います。また、大きな災害等が見込まれるというような場合に、子どものいる家庭等において出勤しなければいけないとか、そういったところがあるというような社会情勢等については、これは町だけのことではありませんので、全体としてそういう家庭では子育てが優先できるような社会にぜひなってもらいたいというふうに思っております。

以上です。

○松島茂喜議長　神山均議員。

○５番　神山　均議員　社会になってもらうことよりも、まずは学校なり教育委員会で少し考えていただきたい、そしてまた町としても考えていただきたいと、そのように考えています。

若者の東京圏への通学支援についてお伺いをいたします。邑楽町定住促進通学支援金制度は、令和８年度の新規事業で、若者の東京圏への流出を抑制、将来的にも鉄道を維持していくために、鉄道の利用促進を図ることが大きな柱であるとのことです。東武鉄道を利用して東京圏の大学等に通学する25歳以下の方に対して、年間最大２万円までの通学補助を行うという内容です。この事業は、子育て支援策の一面もあると考えております。企画課長にお伺いをいたします。本事業は、年１回の申請とのことでありますが、現時点での問合せ件数や申請見込みについてお聞かせください。また、例えば久喜駅でＪＲへ乗り換えるなどの場合、東武鉄道以外を一部利用するケースについての問合せはあるのか、そして対象範囲の考え方も併せてお聞かせください。

○松島茂喜議長　小沼企画課長。

〔小沼勇人企画課長登壇〕

○小沼勇人企画課長　お答えをいたします。

現時点におけるこの制度の申請件数ですが、28件となっております。また、予算上では50件を見込んでいるところでございます。

次に、議員の質問の中にありました、東武鉄道以外を一部利用するケースについてでございますが、通学経路の一部に東武鉄道が含まれていれば東武鉄道以外の区間も対象となります。そのため、議員のおっしゃる久喜駅まで東武鉄道を利用し、その後ＪＲ等に乗り換える場合も全区間対象となっております。問合せについてでございますが、今までそのような乗り合わせ等の問合せ等ございませんが、本事業が今年度からの新規事業ということもありまして、今後も周知活動を行っていき、制度の浸透を図っていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○松島茂喜議長　神山均議員。

○５番　神山　均議員　どうもありがとうございました。

再度企画課長にお伺いをいたします。この支援金の対象者については、東武鉄道を利用して東京圏の大学等に通学する25歳以下の方とありますが、中学受験等により都内私立中学校へ通学するケースや高校生の通学も想定されます。要綱には中学生及び高校生が対象に含まれていないとのことですが、この制度の考え方や、中学生及び高校生は対象にできないか、その辺をお聞かせください。

○松島茂喜議長　小沼企画課長。

〔小沼勇人企画課長登壇〕

○小沼勇人企画課長　お答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、この制度におきましては、支給対象者の中に中学生や高校生は含まれておりません。これは、進学や就職を機に東京圏へ転出してしまう若者が多い傾向を踏まえ、地元から東京圏の大学等へ通学することを支援し、若者の本町への定住を促すことを目的としているからでございます。また、中学生や高校生に比べ、大学等への通学は遠距離になるケースが多く、交通費が高額になりやすい傾向もございます。大学生を抱える世帯の経済的負担の軽減も制度の趣旨の一つとして考えているところでございます。そのため、現制度では中学生及び高校生については、支給対象の中に含めないものとして、現時点では整理をしているところでございます。

以上でございます。

○松島茂喜議長　神山均議員。

○５番　神山　均議員　どうもありがとうございました。今後につきましては、ぜひ中学校だとか高校生、そして東京圏への大学等ではなくて、県外等でも、前橋方面だとかそちらのほうにも通学している方もおりますので、そちらのほうについても検討していただければなと思います。

それでは、町長のほうにお伺いをいたします。本中野駅から北千住駅までの通学定期代は月額約6,000円、子育て世帯にとっては大きな負担となっています。若者の定住促進のみならず、子育て支援の観点からも月額5,000円程度まで支援を拡充する考えはありませんか、町の見解をお聞かせ

ください。

○松島茂喜議長　橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長　お答えいたします。

邑楽町定住促進通学支援金の支給制度につきましては、現状１会計年度当たり補助額が２万円を上限としております。議員のご提案では、月額5,000円でありますので、年額に直しますと６万円ということで、現状の支給の３倍の額ということになろうかと思います。確かに東京圏の学校への通学のお子さんの世帯にとっては、毎月の交通費というのは大きな出費となっておりますし、本事業が若者の東京への流出抑制、将来にわたる鉄道の維持、利用促進を図ることはもとより、子育て世帯の経済的負担の軽減を目的としているということも事実であります。しかしながら、この事業につきましては本年度から始まった新たな事業でありまして、まずは本事業を円滑に執行して、その利用状況、町民の皆様からのニーズ、本事業の効果などをしっかりと見極めていくことが最優先であると考えております。よって、現段階において直ちに支給金の額を拡充することは考えてはおりませんが、今後事業の実施状況、他自治体の動向、また町の財政状況などを総合的に勘案して、必要に応じまして、事業の在り方は、調査研究は継続していきたいというふうに思っております。

以上です。

○松島茂喜議長　神山均議員。

○５番　神山　均議員　どうもありがとうございました。近隣自治体に見劣りすることがないよう、支援の拡充をお願いいたします。また、さきの一般質問において、副町長より答弁がありましたが、駅前整備の推進についてもぜひお願いをしたいと思います。

それでは、また違う項目に移ります。国勢調査速報値を受けての子ども支援策についてお伺いをいたします。先月29日に2025年国勢調査の外国人を含む県人口等の速報値について、群馬県から発表されました。県人口は約186万人と、2020年の前回調査と比べて3.7％減とのことです。邑楽町は4.9％の減でした。前回調査では、人口が増加した自治体は５市町でしたが、今回調査は吉岡町のみとなりました。近隣自治体の減少率は、太田市が1.6％、館林市3.3％、大泉町1.6％、千代田町4.8％と、本町より減少率が低いことが分かりました。また、全県的に人口減少が止まらない現象が鮮明となっています。全国的にも増加したのは東京都、沖縄県の２都県のみということです。町長にお伺いをいたします。今回の国勢調査の速報値で人口減少の現実が改めて浮き彫りとなったことを受け、特に少子化に対して少しでも歯止めをかけるために、子育て支援策をはじめとする新たな対策の検討が必要と考えますが、町長のご見解をお伺いいたします。

○松島茂喜議長　橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長　お答えいたします。

議員ご指摘の国勢調査の速報値を受けて、子育て支援の拡充ということではありませんけれども、第七次総合計画の中でも、この子育て支援の拡充、充実につきましては、重点施策に掲げております。また、第３期邑楽町子ども・子育て支援事業計画、この中でも様々な取組を行っていくということで明記をしております。少し具体的にお話をしますと、児童福祉の分野におきましては、出産祝金の支給事業、これにつきましてはこれまでも段階的に拡充等をしてまいりましたが、これらも継続をしていきますし、来年度、令和９年度からはこども家庭センターも邑楽町設置いたしまして、母子保健と児童福祉の切れ目のない包括的な支援体制の確立を目指してまいりたいというふうに考えております。また、児童支援という部分におきましては、３歳児から５歳児の給食費の助成事業や、民間学童保育所の保育料の負担の軽減、これにつきましても今年度からこの上限を拡充いたしたところであります。また、少子化が進んでいる現在の状況にあっても、仕事と家庭の両立の観点から保育の需要は高まっておりまして、これに対応するため、より質の高い幼児教育、保育が提供できるよう、幼稚園の再編ということで、新たに長柄幼稚園をこども園化をしていくというようなことでも対応しているところでございます。いずれにいたしましても、町の財政状況、町民のニーズとかを注視しながら、今後も子ども支援課のみならず、複数の課で子育ての支援の拡充については総合的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○松島茂喜議長　神山均議員。

○５番　神山　均議員　どうもありがとうございました。来年度からは、こども家庭センターが設置されるということで、大変希望を持っております。一方で、幼児期から小学校へスムーズな流れというか、そういうものも必要になってくるのかなというふうに思っているのです。何か先ほどの調査の中で、あまりそういう要望がなかったかのような副町長の答弁もありましたが、現実的には保育園等に行っている方については、そのまま小学校に行った場合に全く影響がないというのはちょっと考えられないかなというふうに思っていますので、そういう声もやはり採用していただいて、何とか対応をしていく必要があるのかなというふうに私的には考えております。

それでは、大きな２番でございますが、防犯カメラの設置・増設についてお伺いをいたします。犯罪の抑止や市民の不安解消につなげようと、主要道路や橋付近の交差点、隣接自治体との境界付近の道路に防犯カメラ計20台を設置するという県内自治体の新聞報道がございました。この自治体では、２月に発生した強盗事件で防犯カメラ映像によるリレー捜査が難しかったことなどから、設置カメラを拡充し、住民の安全安心につなげるということのようでございます。夜間でも映像が記録でき、記録媒体を取り出さなくても映像を確認できるカメラの設置を想定。この自治体が運用し、警察からの捜査依頼があった際、映像を確認するというものです。カメラの購入費や設置費に1,279万円を試算し、現在公共施設300台設置済みとのことです。ここで副町長にお伺いをいたします。犯罪の抑止及び町民の不安解消を図るため、道路や公共施設への防犯カメラの設置、増設は有

効な施策の一つであると考えます。そこで、町における防犯カメラの今後の設置、増設計画についてお伺いをいたします。

○松島茂喜議長　関口副町長。

〔関口春彦副町長登壇〕

○関口春彦副町長　お答えいたします。

現在町では犯罪の抑止を目的に、公共施設に136基、公園や駅前駐輪場に７基の防犯カメラを設置しております。今後も状況に応じて計画的に増設していく考えであります。また、道路上などへの防犯カメラの設置につきましては、令和６年12月に邑楽町、大泉町、千代田町の３町と大泉警察署が連携を強化し、相互に協力して安全安心なまちづくりを推進していくことを目的に、安全安心なまちづくりのための連携と協力に関する協定を締結しております。警察からも、町単体ではなく、広域的に見て、効果的な場所への防犯カメラの設置等を依頼されております。今後警察官のアドバイスをいただきながら、大泉町、千代田町と連携し、より効果的に防犯力の向上につながる設置場所を検討して設置していきたいというふうに考えております。

以上です。

○松島茂喜議長　神山均議員。

○５番　神山　均議員　どうもありがとうございました。できるだけ早めに進めてほしいなと、そんなふうに思っております。

それでは次に、町内循環線バスの利活用についてお伺いをいたします。邑楽町内循環バスは、持続可能な公共交通ネットワークの再構築と、鉄道や主要施設への移動の利便性向上等を目的として、令和４年秋に導入されました。しかし、現在も利用者数は低水準で推移しており、さらなる利用促進が課題となっています。一方、町内には小学校まで一定距離を徒歩で通学している児童もおり、近年の夏場の猛暑や冬場の強い西風などにより、通学時の身体的負担や安全面への配慮が求められています。また、循環バスの利活用を求める町民の声も上がっております。そこで、副町長にお伺いをいたします。循環バスの利用状況が極めて低調である現状について、事業効果をどのように評価していますか、また現行の運行形態を維持する妥当性をどのように考えているでしょうか。

○松島茂喜議長　関口副町長。

〔関口春彦副町長登壇〕

○関口春彦副町長　お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、町内循環バスの利用実績が低水準で推移している現状については真摯に受け止めなければならないと考えております。単なる事業採算性のみで公共交通の価値を図ることはできませんが、現状のままでは十分な事業効果を上げているとは言い難いと思います。その上で、現在の運行状況を維持する妥当性についてですが、まずは現行の運行形態をベースにして維持しながら、町民の方の利便性向上を図っていくのが最も現実的であると判断しております。そう言いま

すのも、現在も通勤通学の日常の利用、日常の買物など、少なからずこの路線バスを生活の重要な移動手段として必要とされている高齢者の方々や交通弱者の皆さんがいらっしゃいます。そうした方々の日常の足を確保し、生活の安心を守るとともに、行政としての重要な役割と考えております。今後は、まずは住民ニーズを的確に捉えるためのアンケートの調査や乗降調査などを実施したいと考えております。その上で、ダイヤの見直し等を行い、鉄道とのアクセス性の向上や交通空白地帯の解消などに取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○松島茂喜議長　神山均議員。

○５番　神山　均議員　どうもありがとうございました。私も公共バスの重要性というのは十分認識しておりますので、これからも必要だなというふうに考えております。

それでは、再度副町長にお伺いをいたします。徒歩通学を行っている児童について、猛暑や強風といった気象条件が通学の安全性、健康面に与える影響について、町としてどのように考えておりますか。

○松島茂喜議長　関口副町長。

〔関口春彦副町長登壇〕

○関口春彦副町長　お答えいたします。

猛暑や強風といった気象条件が通学の安全性、健康面に与える影響としては、熱中症リスクが一番大きなものと考えています。熱中症対策としては、十分な睡眠を取ることや、小まめな水分補給、体を冷やすことなども効果的だと言われています。厳しい気象条件の中でも安全に登下校するために、学校では基本的な生活習慣を整えることをあらゆる機会に指導しています。水分補給については、一度に大量に行うのではなく、小まめに摂取することや、下校前に水筒の補充を行うことも指導しています。水筒の中身についても水分の吸収率の高いものを認めております。また、登下校の際に日傘で直接日光を避けられるよう促したり、首元を冷やすものの使用も認めたりしています。あらゆる方法で熱中症対策ができるよう心がけています。携帯型の扇風機の使用を求める声もありますが、落下等による衝撃を与えてしまったものを使い続けると発火するおそれがあるという指摘を受け、安全に対策ができる方法を家庭にもお願いしているところです。年々暑くなり、また暑くなる時期が早まっています。学校は今後も家庭と協力しながら、引き続き安全に登下校できるよう指導を継続していくようにお願いしていきたいと思っております。

以上でございます。

○松島茂喜議長　神山均議員。

○５番　神山　均議員　どうもありがとうございました。本当に今は暑くて、私が小学校に通っている頃とは全く気温が違うような現状がございます。

それでは、町長にお伺いをいたします。循環バスの運行について、公共交通としての活用にとど

まらず、児童の通学支援などの福祉的、教育的観点からの活用も含めて再設計すべき段階にあるというふうに考えています。循環線バスの既存路線を活用し、夏場の猛暑や冬場の強風対策等として、一定距離を徒歩通学している児童の通学負担軽減策の必要性についてどう考えておりますか、町長の見解をお伺いいたします。

○松島茂喜議長　橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長　お答えいたします。

現在の厳しい気象条件から児童を守るために公共交通を活用できないかというような議員のご提案かと思いますけれども、公共バスのスクールバスとしての活用につきましては、先ほど担当課長が申し上げたとおり、少なからず交通弱者であります一般の方の利用もありまして、その混乗による運行管理上の課題、また通学時間帯のダイヤの集中、そして運行ルートにつきましては、国から認可を受けた定期性のあるルート、いわゆる運行ルートの限定化など様々な課題もありまして、公共交通としての利便性を損なうおそれもございます。本来スクールバスの導入に当たっては、学校の統廃合などによって通学区域の変更など、通学距離の延長などやむを得ない社会的な要因がある場合に検討されるべき性質のものであろうかと思っておりまして、文部科学省の初等中等教育分科会の資料の中で、通学については、通学距離としまして、一つの目安として小学校が４キロ、中学校６キロという、通学距離の上限という考え方が示されております。本町におきましては、小学校で４キロを超えて通学している児童はいないということですけれども、３キロ以上の通学距離の児童につきましては、現状最大62名程度がスクールバスを利用することになろうかというふうに想定をされます。そうした場合、町内循環バス２台でも合計乗車定員が36名で、現状では対応ができないということにはなります。仮にスクールバスとして活用していく場合にどの範囲の児童を対象とするのか、対象とならない児童との線引きをどのように行うのか、またその際の公平性の担保の観点から、自己負担の有無についてなど、様々な議論が求められることになろうかと思います。小学生の徒歩通学につきましては、熱中症対策など様々な課題もありますけれども、心身の成長を促す糧となっていることも事実でありますし、また登校班によるほかの学年との交流によって得られるものも大きいというふうにも考えております。スクールバスを導入する際には、制約のある公共バスとは切り離して、様々な観点から検討すべき課題であろうというふうに認識をしております。

以上でございます。

○松島茂喜議長　神山均議員。

○５番　神山　均議員　どうもありがとうございました。町内循環バスの維持発展には行政の効率的な運行管理と町民の皆様の乗って支えるという意識の双方が不可欠だというふうに考えます。町内循環バスの利用率が今後の行政の柔軟な見直しや、積極的な周知によって劇的に改善し、多くの町民に愛される路線へと生まれ変わることを強くご期待を申し上げます。また、ある地域の児童を対

象とした通学時のバス利用の試験導入を強く要望申し上げ、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○松島茂喜議長　暫時休憩いたします。

〔午前１１時５１分　休憩〕

○松島茂喜議長　休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後　１時００分　再開〕

◇　松　村　　潤　議　員

○松島茂喜議長　14番、松村潤議員。

〔14番　松村　潤議員登壇〕

○14番　松村　潤議員　議席番号14番、松村潤です。傍聴席にお越しの皆様にはお忙しい中、議場に足を運んでいただきまして、本当にありがとうございます。そして、インターネットで御覧になっていただいている皆様にも感謝申し上げます。

それでは、通告に従い、図書館及び学校の読書環境整備について質問いたします。近年、全国の書店数が減少傾向にあります。書店ゼロの自治体が30％に近づこうとしている状況であるとも言われております。先日の新聞報道では、全国の書店数が１万店割れ、9,930店となったという記事がありました。邑楽町でも残念ではありますが、書店はゼロであります。今、子どもたちが多くの本と出会い、本に触れる機会は年々減少しております。そうした中にあって、小学校に入学して子どもたちの最も身近な場所にある学校図書館の重要性がさらに増しております。子どもたちにとって楽しく、そして深い学びを効果的に進める場所である学校図書館をしっかり充実させていくことが本との出会いを大きく広げていくことになります。そして、子どもの心の中に確固たる羅針盤を築くことにつながります。読書は人づくりであり、自分の生きる目標や夢、希望を育んでいく力になり得ます。そこで、学校教育における学校図書館の役割についてお尋ねいたします。

○松島茂喜議長　川島学校教育課長。

〔川島隆史学校教育課長登壇〕

○川島隆史学校教育課長　お答えいたします。

学校図書館は、児童生徒の創造力を培い、学習に対する興味、関心等を呼び起こし、豊かな心を育む自由な読書活動や、読書指導の場である読書センターとしての機能を果たしています。また、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援するとともに、情報の収集、選択、活用能力を育成して、教育課程の展開に寄与する学習・情報センターとしての機能も果たしております。また、教員のサポート機能として、教科指導のために教材として使える図書などを集めて教員が使えるようにしたり、子どもたちの居場所の提供として、児童生徒が１人で過ごしたり、年齢の異なる様々な人

々との関わりを持つことができる場や、学校図書館を学校の児童生徒や教員だけでなく、地域住民全体のための文化施設として有効に活用する、家庭・地域における読書活動の支援についても、学校図書館の機能、役割となっております。

以上でございます。

○松島茂喜議長　松村潤議員。

○14番　松村　潤議員　ありがとうございます。

ただいまのご答弁にもありましたが、学校図書館は文部科学省の学校図書館ガイドラインにも読書センター、学習センター、情報センターとしての機能を有しているとの記載がされておりますが、この３つの役割を果たすことによって期待されることは何かお尋ねいたします。

○松島茂喜議長　川島学校教育課長。

〔川島隆史学校教育課長登壇〕

○川島隆史学校教育課長　お答えいたします。

これらの役割を果たすことによって、児童生徒の創造力を培い、学習に対する興味・関心等を呼び起こし、豊かな心を育むこと、自発的、主体的な学習活動を支援するとともに、情報の収集・選択・活用能力を育成すること。また、それぞれの教員が指導の改善・充実のため、学校図書館の機能を有効に活用するスキルを身につけていくこと、さらに学校内における心の居場所となることも期待されます。

以上でございます。

○松島茂喜議長　松村潤議員。

○14番　松村　潤議員　ありがとうございます。学校図書館は、児童生徒の心の居場所となることが期待できるということですけれども、子どもたちが学校生活の中で学校図書館を楽しく活用できるようにお願いいたしまして、次の質問に移ります。

次に、学校図書館が整備すべき蔵書量の基準を定めたものが、学校図書館図書標準ということになっております。本町における学校図書館の蔵書数は国の図書標準に対し、現在どのような達成状況にあるのかお尋ねいたします。

○松島茂喜議長　川島学校教育課長。

〔川島隆史学校教育課長登壇〕

○川島隆史学校教育課長　お答えいたします。

令和６年度末の数字になりますが、学校図書館図書標準達成率は、小学校の平均は約124％、中学校の平均は約120％となっており、学校単位で見ましても、国の図書標準を上回っておりますので、蔵書数は達成できているものと認識をしております。

以上でございます。

○松島茂喜議長　松村潤議員。

○14番　松村　潤議員　ただいまの答弁では、図書標準を各小中学校とも100％達しているということでありますけれども、その100％の内容というのが重要だと思っております。というのは、文部科学省が問題としているのは、各学校における学校図書館図書標準達成という第一義的目標を達成するために、本来は更新が必要とされる更新すべき古い本まで数えられているという実態があるという点であります。古い図書を組んでいて、図書標準を達成したとしても、それはあまり意味がないものになってしまうのではないかと思っております。本町では、こうした古い本を数えている状況にはないのか、適宜更新されているかどうかについてお尋ねいたします。

○松島茂喜議長　川島学校教育課長。

〔川島隆史学校教育課長登壇〕

○川島隆史学校教育課長　お答えいたします。

本町の学校図書は、司書部会が年３回、先生方も参加する推進部会が年２回定期的に開催され、この中でも蔵書については点検評価をして、必要な古い図書は廃棄手続をして更新の対象としておりますので、数に含めることなく、適正に管理されていると認識しております。

以上でございます。

○松島茂喜議長　松村潤議員。

○14番　松村　潤議員　図書の廃棄、更新はしっかり行っているということでありますが、学校図書館ガイドラインの中に、図書館資料の廃棄と更新が適切に行われるよう、各学校において明文化された廃棄の基準を定めるとともに、基準に沿った廃棄・更新を組織的に、計画的に行うよう努めることが望ましいと、このようにあります。図書館資料の廃棄と更新が適切に実施されるように、各学校において廃棄、更新の基準が明文化されているのかどうか、お尋ねいたします。

○松島茂喜議長　川島学校教育課長。

〔川島隆史学校教育課長登壇〕

○川島隆史学校教育課長　お答えいたします。

全国学校図書館協議会がお示しする学校図書館図書廃棄基準に廃棄、更新の一般的な基準、種別ごとの基準が明文化されており、各学校ともこの基準に従い、図書資料の整備を行っております。

以上でございます。

○松島茂喜議長　松村潤議員。

○14番　松村　潤議員　邑楽町では、除籍基準に基づいて廃棄を行っているということで安心いたしました。

次に、図書購入費についてですけれども、第６次「学校図書館図書整備等５か年計画」によれば、令和４年度から令和８年度までの５年で、国から2,400億円の地方財政措置が講じられております。子どもたちに必要な量及び質の図書が用意されているのか、本町において小中学校の図書購入費と児童生徒１人当たりの図書購入費についてお伺いいたします。

○松島茂喜議長　川島学校教育課長。

〔川島隆史学校教育課長登壇〕

○川島隆史学校教育課長　お答えいたします。

令和７年度決算では、小学校４校の児童数は1,076人、決算額は224万8,619円、１人当たりの図書購入費は約2,090円です。中学校２校の生徒数は559人、決算額は200万3,261円、１人当たりの図書購入費は約3,584円となります。これを踏まえ、令和８年度当初予算における小学校４校の見込み児童数は1,028人、予算額は224万2,000円、１人当たりの図書購入費は約2,181円です。中学校２校の見込み生徒数は567人、予算額は200万2,000円、１人当たりの図書購入費は約3,531円となります。

以上でございます。

○松島茂喜議長　松村潤議員。

○14番　松村　潤議員　ありがとうございます。では、予算額と地方財政措置の違いについてですが、地方交付税算定額の計算方式によると、適切な予算措置ということで、小学校は１学級当たり４万700円、中学校では１学級当たり６万3,100円という地方交付税の算定基準があります。本町における予算額と地方財政措置額の数字がかけ離れていないのか。あるとすれば、その原因にはどのような理由があるのかお尋ねいたします。

○松島茂喜議長　川島学校教育課長。

〔川島隆史学校教育課長登壇〕

○川島隆史学校教育課長　お答えいたします。

議員ご質問の、児童生徒用の図書購入費としての予算額が地方交付税の算定に用いる１学級当たりの一般財源との乖離があるのか、またその理由についてのお尋ねですが、議員が示された小学校及び中学校の１学級当たりの基準額は、令和５年度ベースの数値になります。最新の令和７年度ベースでは、小学校１学級当たり約３万9,300円、中学校では６万1,400円の算定基準となります。これを踏まえ、令和８年度当初予算における小学校４校分の児童用図書購入費の予算額は224万2,000円、４校で40学級分ですので、１学級当たり５万6,050円、中学校２校の生徒用図書購入費予算額は200万2,000円、２校で18学級になりますので、１学級当たり11万1,222円となり、交付税算定基準額を、小学校では１学級当たり１万6,750円、中学校では４万9,822円上回った予算措置がなされております。町の将来を担う子どもたちへの投資ということで、今回ご質問の学校図書整備に関しては、常に最新の情報が掲載された図書を学習等に活用されているとの認識であり、刊行後の時間が経過した図書の廃棄や入替えについては、各校において計画的に整備されていると考えます。今後の予算措置の考え方におきましても、限りある財源の中でも投資すべき事業には積極的に費用を充てていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○松島茂喜議長　松村潤議員。

○14番　松村　潤議員　ありがとうございます。令和８年度当初予算では、交付税算定基準額を各小中学校では上回った予算措置をされていると。投資すべき事業には、積極的に費用を充てていく考えだとの力強いご答弁をいただきました。ありがとうございます。何も言うことはありませんけれども、学校の裁量で配分できる予算ですので、これからもどうぞ購入費を手厚く配分いただきますようお願いいたしまして、次の質問に移ります。

次に、学校図書館への新聞の配備についてですけれども、文部科学省は繰り返しになりますが、第６次「学校図書館図書整備等５か年計画」を策定され、その中で学校図書館への新聞複数紙の配備を示されております。公立小学校１校当たり２紙、中学校１校当たり３紙を目安に図ることとしております。その理由といたしましては、平成27年６月の公職選挙法等の改正による選挙権年齢の18歳以上への引下げがありました。また、令和４年度から民法に規定する成年年齢の18歳への引下げに伴って、児童生徒が主体的に主権者としての必要な資質、能力を身につけることが一層重要になっているからということであります。ですので、この主体的、意欲的な学習活動の充実のために、国の計画どおり学校図書館への新聞配置をすることについてお考えをお伺いいたします。

○松島茂喜議長　川島学校教育課長。

〔川島隆史学校教育課長登壇〕

○川島隆史学校教育課長　お答えいたします。

学習指導要領では、主体的・対話的で深い学びの実現のために学校図書館活用が重視され、その一つの資料として新聞が想定されています。複数紙の新聞があると、同じ出来事でも見出しや写真、論調が違うことが一目で分かります。これによって、児童生徒は、新聞は一つの答えではなく、立場によって見方が変わるということを体験的に学び、情報を批判的に読む力や公平に判断する力を伸ばすことができます。国の計画どおりに進めるとした場合、一般紙か、地方紙か、専門紙かの組合せや新聞社との契約、支払い事務を誰が担うか、また児童生徒が手に取りやすい配置や保存期間、国や自治体の財政措置、交付税措置の活用状況など、確認、検討が必要になってまいります。

以上でございます。

○松島茂喜議長　松村潤議員。

○14番　松村　潤議員　国の計画どおりに進めるには検討が必要だということでありますが、国が示している新聞の配備目標は、繰り返しになりますが、小学校では２紙、中学校では３紙になっていますが、配備されている新聞は何新聞かということについては把握されているのでしょうか、お伺いいたします。

○松島茂喜議長　川島学校教育課長。

〔川島隆史学校教育課長登壇〕

○川島隆史学校教育課長　お答えいたします。

現在、各学校とも国が計画する配備目標にはなっておりませんが、配備されている新聞の種類については把握しております。

以上でございます。

○松島茂喜議長　松村潤議員。

○14番　松村　潤議員　分かりました。

では、新聞の活用方法についてですが、大事なことはどのように活用し、その結果どのような効果が出たのかというところが大事だと思っております。ただ置いてあるだけでは意味がありません。新しい学習指導要領では、新聞を教材として活用することになっております。全国でも様々な新聞の活用がされているということであります。ですので、本町においては小中学校での教材としての新聞の活用方法について、実際どのように活用されているのかお伺いいたします。

○松島茂喜議長　川島学校教育課長。

〔川島隆史学校教育課長登壇〕

○川島隆史学校教育課長　お答えいたします。

新聞の活用方法についてですが、総合的な学習の時間の調べ学習用としたり、国語の授業では「新聞を作ろう」という単元で参考にしたり、また令和７年度は、中野東小学校がＮＩＥという、こちらはニュースペーパー・イン・エデュケーションの略になりますが、新聞を教材として授業に取り入れる取組の実践校としての指定を受け、新聞を授業に効果的に取り入れ、新聞に触れる機会を増やしたりすることで、新聞記事の意見に対し、自分の立場を明確にしながら、自分の考えを持って表現することにつながる取組なども行ってまいりました。

以上でございます。

○松島茂喜議長　松村潤議員。

○14番　松村　潤議員　中野東小学校では新聞を教材として授業に取り入れている、自分の考えを持って表現することにつながる取組をしているということですけれども、大変すばらしいことだと思っております。新聞報道ですが、ある学校では朝の10分間読書活動で新聞を活用する学校も多いという、また新聞の見出しやレイアウトを参考にして新聞づくりに挑戦しているという記事がありました。新聞には偏りのない幅広い情報を得られるという特徴があります。その新聞の特徴を生かした活用法を積極的に取り入れていただきたいことをお願いしたいと思います。

次に、新聞の一括契約についてですが、各学校と新聞販売店が直接新聞購読契約を行っている現状があるのではないかと思っております。大変ご苦労されている現場の先生や司書の負担を軽減していく一括契約という方法があるということであります。一括契約は、東京都の葛飾区が2023年度に導入したことから、葛飾方式とも呼ばれております。文部科学省は、各自治体の教育委員会が新聞社と直接契約する一括契約が事務手続の観点から有用との認識を示しております。各学校への新聞配置の普及をさらに進めていく上で、教育委員会による一括契約交渉を検討し、導入していただ

けないかと思っていますが、どうでしょうか、教育長のご見解をお伺いいたします。

○松島茂喜議長　小林教育長。

〔小林淳一教育長登壇〕

○小林淳一教育長　お答えいたします。

現状では、町内の学校は複数の新聞店と契約してはおりません。もし今後新聞の複数紙配備を進めていくに当たりまして、学校が複数の新聞店と契約をしなければならなくなった場合には、教育委員会による一括契約方式も検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○松島茂喜議長　松村潤議員。

○14番　松村　潤議員　ありがとうございます。教育委員会が新聞の一括契約することで、学校ごとに新聞販売店との契約をする方法に比べて手続が大幅に簡略化され、学校の事務負担の軽減ができると思っています。また、教職員の働き方改革にもつながるものと思っております。様々なメリットがあるのではないかと考えておりますので、ぜひ一括契約方式を検討していただきますよう要望いたしまして、次の質問に移ります。

学校図書館と町立図書館の連携強化についてですけれども、邑楽町第七次総合計画の中に、魅力ある生涯学習の展開のところで、町立図書館と学校図書館の有機的な連携、効果的運営とあります。また、学校図書館ガイドラインにも学校図書館と公共図書館との相互貸借を行うよう努めなければならないと求めています。そこで、学校図書館と町立図書館の連携強化の取組についてお伺いいたします。

○松島茂喜議長　藤田生涯学習課長。

〔藤田和良生涯学習課長登壇〕

○藤田和良生涯学習課長　お答えいたします。

学校図書館と町立図書館の連携の一つとして、町内各小学校へ移動図書館車「はくちょう号」で月１回程度訪問し、貸出しを行っております。学校の図書室にはない本を手に取れる機会となっており、子どもたちの本への興味関心を高め、町立図書館に親しむ機会の一つとなっております。移動図書館車は、県内では本町と沼田市の２市町のみ所有しており、町立図書館の特色として力を入れて取り組んでおります。また、邑楽中学校では月１回程度、生徒たちが直接町立図書館に足を運び、図書委員が本を選び、学級文庫として借りております。そのほか授業や調べ学習などで必要な資料があった場合、学校の連絡に応じてはくちょう号訪問時に持っていったり、学校司書が町立図書館へ来館して貸出しを行ったりするなど、連携、協力をしております。

以上でございます。

○松島茂喜議長　松村潤議員。

○14番　松村　潤議員　ありがとうございます。邑楽中学校では、図書委員が本を選び、学級文庫と

して借りていると。また、学校司書との連携、協力関係も強くしていることがよく分かりました。これからもさらに強くしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、電子書籍についてですけれども、社会情勢の変化を踏まえ、電子図書館を配置する自治体が増えております。図書館を利用したい人が来館せずに本を借りる方法として、電子書籍を貸し出す電子図書館サービスを実施されている自治体があります。現在、公共図書館が電子図書サービスを実施している自治体は2026年、今年４月時点で612自治体に達しております。まず初めに、この電子書籍サービスとはどのような事業なのか、お伺いいたします。

○松島茂喜議長　藤田生涯学習課長。

〔藤田和良生涯学習課長登壇〕

○藤田和良生涯学習課長　お答えいたします。

電子書籍サービスとは、邑楽町でプラットフォーム、いわゆる電子図書館を立ち上げ、ウェブ上で電子書籍の貸出し、閲覧を行うものでございます。基本的には、町内在住、在勤の方のみの利用となり、町立図書館の利用券番号とは別のＩＤとパスワードの発行が必要となります。電子書籍のコンテンツ、資料は２種類ございまして、買い取るタイプと利用回数の制限があるタイプがございます。それぞれ価格に差がございますが、基本的にコンテンツは１つ購入するごとに費用がかかります。紙の本と同様に、１人の利用者が閲覧をしていると、ほかの人は閲覧できません。コンテンツを一つ一つ購入するのではなく、シリーズ物などがまとめられたパック売りのコンテンツの購入も可能で、その場合は同時に何人も閲覧することができます。また、子ども向けのパックが多く、学校現場で導入されている市町村もございます。

以上でございます。

○松島茂喜議長　松村潤議員。

○14番　松村　潤議員　詳細にわたっての答弁ありがとうございます。

既に学校現場でも導入されている市町村もあるということですが、電子図書は利用者の利便性向上が目的でもあります。需要が増加し、電子図書館のサービスが徐々に広がっていると思います。公立図書館における電子書籍貸出しサービスを実施している自治体は幾つぐらいあるのか、県内の電子図書館の導入状況についてお伺いいたします。

○松島茂喜議長　藤田生涯学習課長。

〔藤田和良生涯学習課長登壇〕

○藤田和良生涯学習課長　お答えいたします。

県内では、県立図書館、前橋市、藤岡市、富岡市、みどり市、甘楽町の６市町が電子書籍を導入しております。県全域での電子書籍共同購入の検討も以前はされましたが、電子書籍のシステムやコンテンツを開発、提供している事業者、ベンダーとの契約上難しいという結論に至った経緯がございます。電子書籍未導入の市町村では、検討を重ねたが、予算の関係で導入を見送ったというケ

ースや、また既に導入している市町村でも、導入当時は利用率が伸びたものの、最近では伸び悩んでいるケースがあると聞いております。

以上でございます。

○松島茂喜議長　松村潤議員。

○14番　松村　潤議員　ありがとうございます。県内では、６市町村が電子書籍を導入していると。既に導入している自治体でも、導入当時は利用率が伸びたものの、最近では伸び悩んでいるケースがあるということでありますが、図書館に行く必要がないということで、住民サービスとして注目が高まってくることは間違いないと思っております。図書館に行きたくても行けない人に書籍に触れられる機会を提供したいという思いで電子図書館を運営されていると思います。今後も非対面の利用できる利便性から、さらに電子図書館の導入が進むことが予想されております。本町においても電子書籍貸出しサービス、電子図書館について、今後導入をしていかれるのかどうかお伺いいたします。

○松島茂喜議長　藤田生涯学習課長。

〔藤田和良生涯学習課長登壇〕

○藤田和良生涯学習課長　お答えいたします。

図書館に直接来館することが難しい人などが書籍に触れられる機会の提供である電子書籍サービスは、有効な手段の一つであると考えます。一方で、本町において電子書籍サービスを開始する場合、人口規模や必要経費、運営に係る事務量を考えますと、慎重な検討が必要と考えております。

なお、図書館では、直接来館することが難しい人に対して、平成14年８月から配本サービスを実施しております。配本サービスとは、お申込みいただいた利用者に郵送、または職員が訪問して資料を届けるサービスでございます。

以上でございます。

○松島茂喜議長　松村潤議員。

○14番　松村　潤議員　ありがとうございます。

では、電子図書館の導入に係る費用についてお尋ねいたします。

○松島茂喜議長　藤田生涯学習課長。

〔藤田和良生涯学習課長登壇〕

○藤田和良生涯学習課長　お答えいたします。

電子図書館の導入に係る費用につきましては、合計で712万円ほどかかります。内訳としましては、電子書籍サービス、プラットフォームの立ち上げなどの初期費用70万円、利用料などのランニングコストとして月額６万円、年間にすると72万円、そのほかコンテンツ購入費として、１コンテンツ当たり3,000円から5,000円、これは紙の本の約２倍から３倍の費用となります。県内で既に電子書籍を導入している図書館と同程度のコンテンツを用意する場合、1,900から2,000ほどのコンテ

ンツ数となるため、最低でも570万円、初期費用として、先ほど申し上げましたが、合計で712万円ほどとなります。その後も常に新しいコンテンツを購入していく必要がありますので、コンテンツ購入費用は毎年必要となります。また、紙の本と同様に利用者のニーズに合わせたコンテンツの選択をしていかなくてはなりません。回数制限があるコンテンツの場合、常に利用状況を把握し、再度購入するかの検討なども必要です。イメージとしますと、現行の図書館とはまた別の図書館をもう一つ運営するようなイメージとなり、電子書籍の管理運営専用のスタッフが必要なため、人件費もかかります。

以上でございます。

○松島茂喜議長　松村潤議員。

○14番　松村　潤議員　ありがとうございます。初期費用として、合計で712万円ほどかかると。その後も常に新しいコンテンツを購入していく必要があり、コンテンツ購入費用は毎年必要になってくると分かりました。

では、学校での電子図書館の貸出しについてお伺いいたしますが、学校ではＧＩＧＡスクール構想によって、町内小中学校の児童生徒に学習用タブレット端末が１人１台配備されております。昨年度、学習用端末の更新が行われました。このタブレット端末を用いて、電子図書館で借りた電子書籍を教材として活用することも可能であると考えられますが、子どもたちの学びの機会を充実させていく、そういうことが必要ではないかと思っております。そこで、電子図書館の学校での活用について、教育長のご見解をお伺いいたします。

○松島茂喜議長　小林教育長。

〔小林淳一教育長登壇〕

○小林淳一教育長　お答えいたします。

学校で電子図書館を活用するメリットとしまして、時間や場所を気にせずに利用することができることや、読書に苦手意識のある子どもたちの興味を引くきっかけとなることなど、様々あると思います。しかしその一方で、図鑑や絵本など紙ならではのよさを持つ書籍もたくさんありますことや、電子書籍を長時間利用した場合の子どもの視力低下、睡眠不足を危惧する声もございます。子どもたちの成長に合わせて、紙の本と電子書籍の両方を活用できる読書環境の整備が理想的であるわけですが、予算措置も必要となってまいります。子どもたちの声も聞きながら、慎重に検討していく必要があると考えます。

以上でございます。

○松島茂喜議長　松村潤議員。

○14番　松村　潤議員　ありがとうございます。子どもの成長に応じて、紙の本と電子書籍を活用できる環境づくりが望ましいと。一方で、予算も伴うため、子どもたちの意見を聞きながら慎重に検討する必要があるというご答弁をいただきました。紙の本での読書、それから電子書籍、それぞれ

に利点がありますので、賢く使い分けていくことが大事なことだと思っております。

では、最後に町長にお伺いいたします。電子図書館の導入に費用がかかるということだけで終わってしまっていいのかなと、このように思っておりますが、邑楽町には本屋が一軒もありません。家庭にあって本に縁する機会を増やすということを邑楽町としてこれから考えていかなければならないことではないかと思っております。電子図書館のメリットとしては、繰り返しになりますが、図書館に足を運ばなくても365日24時間電子図書が借りられます。また、図書館側の業務上のメリットでは、貸出期限を迎えると自動的に返却するため、図書館のカウンターでの返却手続業務は不要になります。さらに、紙のような経年劣化や資料の紛失、破損、盗難の心配もありません。図書館側にとっても管理コストの削減につながります。図書館は、町民の皆様の教育、文化の発展に寄与することを目的とした施設であります。生活の質の向上となる図書館サービスについて、町長のご見解をお伺いいたします。

○松島茂喜議長　橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長　お答えいたします。

町民の方が本を手に取れる町立図書館は、町の読書環境における中心となる施設であり、県下の図書館でも27年連続して、住民１人当たり貸出率トップを誇る町の社会教育施設であります。また、町民の読書活動を支援し、地域の情報拠点として町民の知る権利を守る機関としての役割を担っております。お尋ねの電子図書館の導入につきましては、図書館に足を運ばなくてもよいことや、24時間365日利用可能などのメリットがあるものの、先ほど担当課長が答弁したとおり、イニシャルコスト、ランニングコスト共に相応の費用を必要とし、現状の図書購入費を圧迫することにもつながりかねません。現在の図書館運営を継続しつつ、電子図書貸出しサービスを並行して導入することにつきましては、町民の声と予算のバランスを見ながら、今後も慎重に検討していく必要があると考えております。

以上です。

○松島茂喜議長　松村潤議員。

○14番　松村　潤議員　ありがとうございます。町民の声と予算面のバランスを見ながら慎重に検討する必要があると、こんなご答弁をいただきました。システムの契約や予算面での課題はありますが、著作権保護期間が過ぎた文学作品を中心として無料で公開されている電子図書館を有効に活用し、図書館サービスを向上させていくことも一つの方法ではないかと思っております。電子書籍貸出しサービスを導入することにつきましては、当面お金がかかるものでありますけれども、町民の皆様、障害者の方々にとっても利用しやすいものになります。電子図書館の導入は、印刷版を補うものとして、全ての町民の方々に読書の機会を公平に与えるものとして積極的に取組を要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○松島茂喜議長　暫時休憩いたします。

〔午後　１時５１分　休憩〕

○松島茂喜議長　休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後　２時１０分　再開〕

◇　塩　井　早　苗　議　員

○松島茂喜議長　12番、塩井早苗議員。

〔12番　塩井早苗議員登壇〕

○12番　塩井早苗議員　皆さん、こんにちは。議席番号12番、塩井早苗です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

タイトルは、県新条例に伴うヤード対策についてとしてあります。県新条例といいますのは、群馬県再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例というのがこの間可決されました。そのことを指しています。いわゆるヤード問題のことです。町内において、ヤードが多数点在していることに対して、周辺住民の方々からは、景観が損なわれている、火災や環境汚染の不安があるといった切実な苦情や要望が我々議員の元にも数多く寄せられております。今回の一般質問で同僚議員もこのヤード問題を取り上げており、地域の集まりでたくさんの要望が出されたということです。箇条書にされた要望書を拝見させていただきました。このことからしても、住民が直面している問題の深刻さを推し量れます。そこでまず、建設環境課長にお尋ねいたします。町内における事業者の数と場所、これは再生資源物のほうからまずお願いできますでしょうか。事業者の数と場所及びその規模はどのようになっているでしょうか。よろしくお願いいたします。

○松島茂喜議長　石原建設環境課長。

〔石原　薫建設環境課長登壇〕

○石原　薫建設環境課長　お答えいたします。

令和６年４月末現在で、ヤードの全県調査というものがございました。使用を終了し、収集された金属、プラスチック、木材、ガラス、ゴムを原料とするもの、分解、破砕、圧縮等の処理がされたものを含みます。または、これらの混合物を保管していると認められる事業場の数ですが、11か所を令和６年４月現在で確認をしております。調査時、再生資源物の保管に関する事業につきましては、町や県において許可制ではなかったことから、職員による現地調査等において集計した数字となっております。令和８年10月より群馬県再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例が施行されることから、この条例が施行された後には正確な数の把握が行われることになると思います。

以上でございます。

○松島茂喜議長　塩井早苗議員。

○12番　塩井早苗議員　町では令和６年時点で11か所のヤードが存在していたことを把握されたとのことですけれども、令和６年の11か所という数字から現在に至るまで、まだこの間施行されたばかりだから、今の話ですと正確な把握というのは難しいのかもしれませんけれども、事業所の数やその場所にどのような変化、または目視したり、気づいた点で結構なのですけれども、どのような変化、増減とか、移動があったか、認識されているでしょうか。また、それぞれの事業者の規模とか農地への展開といった立地の実態について、町はどのように把握されているかお尋ねします。環境課長にお願いいたします。

○松島茂喜議長　石原建設環境課長。

〔石原　薫建設環境課長登壇〕

○石原　薫建設環境課長　お答えいたします。

現在もまだ職員の調査における状況になります。事業所の数につきましては、17か所を確認しております。前回の令和６年４月末現在の調査時から継続して事業を行っている場所もございますが、事業を中止している場所もございます。また、前回の調査のときに把握はしなかったのですけれども、リサイクル業として使用を終了している家電等ではなく、売り物を保管している事業場等も現在は調査対象とし、町独自で把握を行っております。規模としますと、500平方メートルから１万平方メートルほどの事業場となっております。大きさについては、様々という形になっております。新たな事業所の開設等につきましては、町の事前協議等の対象となる場合、土地利用委員会等を通じて事業内容や状況の確認を行っているところでございます。

以上でございます。

○松島茂喜議長　塩井早苗議員。

○12番　塩井早苗議員　それでは次に、新しく施行された県のヤード条例についてです。今回の県条例では、自動車解体業者が適用除外となっていますが、自動車リサイクル法において管理を位置づけられた自動車の山積みの場所と数、また事業者数についてお尋ねいたします。

○松島茂喜議長　石原建設環境課長。

〔石原　薫建設環境課長登壇〕

○石原　薫建設環境課長　お答えいたします。

自動車リサイクル法において、解体事業等を行う場合には、都道府県知事の許可制となっております。解体業、フロン回収業、両方の許可を受けている事業所は邑楽町に７事業所ございます。また、その中の１事業所は破砕業の許可も受けております。また、解体業のみの事業所が１事業所、フロン回収事業のみの事業所が１事業所ございますので、事業所の数としますと９事業所でございます。事業所の場所としますと、11か所となっております。また、自動車リサイクル法における許可が必要なく、中古車として販売を目的とし、露天駐車場としての利用を行っている場所につきましては、雑種地や宅地等であれば許可等必要ないことから、職員等の調査により把握をしていると

いう形になりますが、その場所が22か所でございます。囲い等で事業所の中の確認ができない状況となっているヤードにつきましては、令和７年10月より施行されております群馬県警による群馬県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例の対象となることから、大泉警察署と連携し、条例に沿った正確な状況把握を現在行っているところでございます。

以上でございます。

○松島茂喜議長　塩井早苗議員。

○12番　塩井早苗議員　残念ですが、今調査中ということで、これからということですよね。しっかりと今後もやっていただくことをお願いいたします。

それで、実は関連なのですが、通告からは少しそれますが、茨城県、それから千葉県、何年も前に条例が制定されまして、茨城県のを見ますと、茨城県は令和５年に条例が施行されまして、そして今年になって違反業者が続々と発表されています。令和５年の施行から、そして令和８年に至るまでまだ３年間の期間でしかないですけれども、今年になって発表がたくさんありました。それは、令和８年２月に１事業所なのですが、10か所以上の地区に分かれて違反です、ここ違反です、勧告しても直されないというところです。それから、５月11日にも３件、それから５月18日に17件も違反業者が、警告に従わないという業者がネット発表にされております。それも名前がしっかりと書いてありますので、今後何月何日までにしっかりと守るようにというような指導の内容でございました。私たちもこれの二の舞を踏まないようにしていっていただきたいというふうに思うのです。私たちも協力できることがもしもあれば何なりの協力もしていきたいと思いますが、しっかりと条例を守れる体制、そんなのをつくっていってほしいと思うのですけれども。

そして、ちょっとタブレット、そこのモニターを御覧になっていただけますか。邑楽町の未来環境ということが、環境基本計画が昨年４月に施行されました。それは安全安心な生活環境、循環経済、ネイチャーポジティブを目標に挙げられています。小さいのであれですけれども、邑楽町では目標としているのが「自然と共生し　持続的に発展する　環境にやさしいまち」、こんな大きな目標がございます。そして、邑楽町の将来環境です。ちょっと大きくしてみます。字が小さいので、読みづらいです。環境目標としましては、横文字でずっとつながっていますけれども、もうちょっと町民が分かりやすい言葉を使ってくだされればよかったかなと思いますけれども、しっかりとした目標だとは思いますけれども、カーボンニュートラルを推進、循環経済、これをサーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブを推進、安全・安心・快適な生活環境、環境行動の理解と実践ということが挙げられています。この目標に照らせば、自動車のヤードに対しても厳しい監視の目が必要であると考えます。最近一部の自動車のヤードにおいて、自動車の急な撤去が見られるのですが、その背景及び周辺自治体への移動等が私には懸念されるのですけれども、その実態について町ではどのように認識をされていますか。

○松島茂喜議長　石原建設環境課長。

〔石原　薫建設環境課長登壇〕

○石原　薫建設環境課長　お答えいたします。

自動車の販売目的とした大規模な露天駐車場において、撤去された状況があることは確認をしております。なぜ撤去されたかについては、事業者への確認はできておりませんので、社会情勢であったりとか、そういったところからの回答とさせていただければと思います。国内外の中古車の流通状況は物価や為替、関税や燃料高騰問題など、多岐にわたると考えられます。また、群馬県警による自動車ヤード条例の施行などの影響で、他県へ移動するという考えもあるかもしれません。しかし、ほかの自治体へ移動しているかどうかも今のところは確認ができていない状況でありますが、議員ご指摘のとおり、群馬県においては自動車ヤード条例が施行され、事業をやりづらくなった事業者が他県に移動する状況になっていくことは考えられます。そのため、現在国においても増加傾向にある自動車盗難において、盗難車はヤードに保管、作業を行い、解体し、海外に運ばれる実態もあることから、国レベルでの規制を行うことの審議、検討が行われております。今後も町内の自動車ヤードの状況を注視しながら関係機関と協力し、情報収集を行いながら、できることをしっかりとやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○松島茂喜議長　塩井早苗議員。

○12番　塩井早苗議員　回答ありがとうございます。確かにグーグルで見ると、車が空っぽ。この間まで山積みに見えていた。私も確かに山積みになっているのは確認していたのですけれども、グーグルでこの間確認しましたら空っぽなのです。それにはとてもびっくりしました。これは商売でやっていることでしょうから、業者の誰とは言えませんけれども、知らないうちにどこか移転して、きっともうかる時期に動かしているのだと、そういうふうには想像するのですけれども、ヤードの近所の方たちはとっても何か不気味で怖いのだそうです。そばを夜通るには自転車や歩きでは通れないと。車で必ずびゅーっとスピードを出して抜けてしまうというような状態が日常でございます。今後は国でもしっかりと入ってくださるということなので、本当に期待して待っております。

では次に、農業振興課長にお尋ねします。自動車保管場所の多くが畑地、これが農地であったようにも思われるのですが、この実態を踏まえて、建設環境課、それから農業振興課及び農業委員会が連携して農地法違反（無断転用）等の調査を行っているでしょうか。問題がもしもあった場合、是正指導の現状と今後の対応、対策についてはいかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

○松島茂喜議長　金井農業振興課長兼農業委員会事務局長。

〔金井孝浩農業振興課長兼農業委員会事務局長登壇〕

○金井孝浩農業振興課長兼農業委員会事務局長　お答えいたします。

農地に建築物を建設したり、土地を駐車場、資材置場にするなど、農地以外の目的に利用する場合は、農地法に基づく許可や届出が必要になります。議員ご指摘の農地に対する転用違反への対応

につきましては、農地法第51条の規定により措置を行うこととされております。一般的な対応につきましては、農地転用申請等の受付事務を行っております市町村農業委員会と、それとあと転用許可を行っております都道府県とで連携して実施をしております。農業委員会は、定期的に実施している農地パトロールや住民等からの通報により、違反転用を発見した場合は、個別に対象事案の調査を行い、都道府県知事等へ報告いたします。併せて対象者への是正指導も行います。

続いて、農業委員会から報告を受けました都道府県知事等は、期間を定めて是正指導を行い、必要な場合は書面勧告、措置命令等を行うこととされております。

また、役場内における連携につきましては、土地利用対策委員会等において事前協議を行い、都市計画課、建設環境課等と連携し、情報共有を行っております。

現在そのような事案は確認されていないため、是正指導は行っておりませんが、今後も引き続き群馬県や関係各課と連携して、対応できる体制を整備してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松島茂喜議長　塩井早苗議員。

○12番　塩井早苗議員　ご答弁ありがとうございます。情報交換をして連携を取っていくということで、よろしくお願いいたします。

続いて、町長にお尋ねします。県の新条例、第24条において、自動車リサイクル法に基づく許可業者は適用除外とされています。この点についてですが、これは二重行政、二重規制の禁止という観点からと理解しておりますが、しかし解体業の許可を持っている業者であっても、実際の現場では山積みにされた金属スクラップやプラスチック類、それから火災のリスク、土壌の汚染、景観悪化など、周辺住民に不安を与えている実態があります。先ほども申し上げましたとおりでございます。このことに関して、町民の安心安全を守る観点から町長はどのような見解をお持ちでしょうか。

○松島茂喜議長　橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長　お答えいたします。

今回施行されました群馬県再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例、いわゆるヤード条例の目的は、再生資源化のために取引される金属及びプラスチックの屋外保管等について、必要な規制を行うことにより、その適正化を図り、生活環境の保全に資するとともに、県民が安全に安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することとなっております。一方、自動車リサイクル法の目的は、自動車製造業者等及び関連事業者による使用済み自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、使用済み自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済み自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な活用の確保等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することとなっています。自動車リサイクル法に基づく許可業者へは、自動車リサイクル法において

施設の構造基準を含め規定されていることから、県条例では適用除外となっており、同様な理由で廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則において、許可、認定、委託または指定を受けたものも適用除外となっています。これは、まさに議員も質問の中でおっしゃっていたとおり、二重規制を避けるためということと理解をしております。しかしながら、各条例や法律において、それぞれ個別に許可を受けた事業者がそれぞれの法、条例の目的にのっとり事業を行っているかどうかにつきましては、町も関係機関と協力しながら、監視、必要に応じて指導を行って、適切な運用を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○松島茂喜議長　塩井早苗議員。

○12番　塩井早苗議員　自動車リサイクル法は、５年ごとの更新制ですね。それから、それには日々の見回りとか、行政の指導の頻度が住民に安心を与えてくださると思います。町長がおっしゃるように連携して、指導を厳しくお願いいたします。

ここで、邑楽町環境基本条例というのが令和４年に施行されまして、それに基づく、先ほどのタブレットにもありますが、環境基本計画というのが昨年４月に施行されました。これは昨年始まり、10年間の期間を得た目標であります。将来邑楽町が10年間でどのような環境にして、どのような町をつくっていくかという大きな目標であります。これはとっても大切な目標です。この計画が目指す「自然と共生し　持続的に発展する　環境にやさしいまち」という邑楽町のこの計画には、我が町の将来のためになすべきことが多岐にわたり書かれています。これが多岐にわたっているのですけれども、字が小さ過ぎますので、ちょっとばらっと見ていただきます。いろんなところにわたって、いろんな分野で10年後、この環境を目指していこうということを挙げてあるわけです。しかし、こんなにいい計画ができたのに、これらが絵に描いた餅になっては意味がありません。一つ一つの計画を確実に推進していく必要があります。そのためには、次世代を担う子どもたちの環境教育が極めて重要であると私は考えます。

そこで、教育長にお尋ねします。現在町内の小中学校においては、具体的にどのような環境教育や環境学習が行われているのか、その現状をお聞かせください。また、環境基本計画が掲げる、ネイチャーポジティブと言っていますが、自然をまた再興するという言葉ですよね。それや、自然との共生という高い目標に向けて、今後学校ではどのようにこれらの理念を浸透させ、子どもたちの意識啓発を図っていくお考えか、教育長の見解をお尋ねいたします。

○松島茂喜議長　小林教育長。

〔小林淳一教育長登壇〕

○小林淳一教育長　お答えいたします。

学校教育におきましては、全ての小中学校で、一部の教科だけでなく、各教科や総合的な学習の時間、特別活動等の関連を図りながら、教育活動全体を通して環境教育に取り組んでおります。特

に邑楽町環境基本計画の環境目標５、環境行動の理解と実践については、各校とも様々な取組を行っております。例えば白鳥オリエンテーリング等の自然観察を通しまして、地域の自然のすばらしさに触れる取組や、おうらの森での自然体験、自然観察等を通しまして、環境について考える取組などです。総合的な学習の時間におきましては、身近な自然や環境について調べ、よりよい環境の保全と創造について考えをまとめる学習を複数の学校が行っております。その中には、地域のよりよい環境づくりに向けまして、実際に地域の清掃活動に取り組んだところもございました。学校教育外におきましても、中央公民館で行われる邑っ子フェスでは、ＳＤＧｓや環境に関わるパネル展示や遊び、水力、風力等の発電装置体験などを行っております。今後も地域のよりよい環境の保全、創造に向けた子どもたちの意識を高めるため、これらの取組のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松島茂喜議長　塩井早苗議員。

○12番　塩井早苗議員　教育長、ありがとうございました。子どもたちはやっぱり大切なので、教育長が掲げる、実践されていることをさらに深めて、子どもたちの教育をしっかりと守っていただけるようにお願いいたします。

次に、町長にお聞きします。環境基本条例が、これが令和４年に施行されましたね。それに基づく環境審議会というのが、委員９名が任命されていますけれども、それに対して自動車や廃棄物、再生資源物等のヤード問題の景観保全について諮問する考えはあるでしょうか。

○松島茂喜議長　橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長　お答えいたします。

現在、環境審議会につきましては、委員の任期も切れておりますけれども、新たに任命を行って、本年度、環境審議会を開く予定がございまして、既に予算措置もされているところでございます。この審議会の中ではヤード問題だけということではなくて、環境問題全般について協議を行っていただく場でございますので、その中ではクビアカツヤカミキリであるとかゴマダラカミキリなどの外来生物に関する問題であるとか、平地林の問題、そういったことに併せまして、今回条例化がされました再生資源や自動車のヤード等についても報告等を行っていきたいというふうに考えております。議員のご指摘のとおり、これを諮問していくことについても可能だというふうに十分考えておりますけれども、どのような形で諮問していくかについては、今後また担当課と協議をしながら取り扱っていきたいというふうに考えています。

以上です。

○松島茂喜議長　塩井早苗議員。

○12番　塩井早苗議員　３人寄れば文殊の知恵と言いますけれども、９人もいらっしゃるのですから、

そこに課長たちに加わっていただいて、立派な意見が出てくる諮問機関になると思うのですけれども、ぜひ有効活用していただきたいと思います。そこには、プロの方も入っているようですから、ぜひお願いいたします。

次に、群馬県再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例では、本町では実態に即したさらなる規制と今後の取組が必要と思いますが、町として踏み込んだ対策を考えていただきたいので、ちょっとこの間、県の条例について気になったところを申し上げておきたいと思います。条例第７条です。再生資源物屋外保管業の許可ということで、敷地面積が100平方メートルを超えないところは、知事の認可が要らないとあります。ということは、許可なしで小さい空き地に無尽蔵につくられてしまう危険性があるということです。また、自動車の解体業も同様の敷地制限を盛り込むべきと考えております。また、これと同時に、この部分に人家からの距離制限も設けるべきではないかと考えます。例えば人家からは100メートル以上とか、もしくは200メートル以上とかというふうに、規制をここに、文言を入れるべきだと考えます。

それから、条例第８条、許可の基準のところです。許可の基準では、塀の高さを５メートルまでとしていますが、５メートルもの高い塀に囲まれると、内部の作業が一切見えません。トタンとか、黒い塀とか、さびついた塀とか、今いろんなところでそのような状況が見えますけれども、近隣の住民からは不気味である、何が行われているか分からない、不安だという切実な声が寄せられています。防音とか危険物の飛散を防ぐためにその辺は必要だと思うのです。しかし、３方向ぐらいから内部の作業が一部分でも見えるような、見通せるような透明な素材を使うということを規定に盛り込んだら、少しは不安が解消されるのではないかと考えるのですが。また敷地内に子どもが誤って入って、侵入したら重大な事故も巻き起こしてしまう危険性がありますので、営業時間内は閉めていないですけれども、門扉の施錠とか、構造についての具体的な安全対策を義務づけるようなことが必要であると考えております。

それから、もう一点だけです。規則第15条の公衆の閲覧に供することを要しない場合とあるのですけれども、常備する従業員が５人以下の場合は、公共の閲覧に供しないのだそうです。ということは、町内の実態を見ますと、大規模な事業所は、私が知る限りでは１か所か２か所で、ほかのところは作業しているのを、外からだけですけれども、車で通りながら見ますと、１人か２人しか作業していない。その会社の規模が分からないですけれども、小規模なのだろうなって想像ができるのです。そうすると、この条例のままですと、県の条例のことですけれども、この条例のままですと、多くの事業所が情報公開の対象外となってしまうわけです。地域住民の不安は解消されません。こうした小さな事業所にもしっかりと条例の枠組みに位置づけ、町民の安心安全を保障すべきだと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

○松島茂喜議長　橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長　お答えいたします。

ただいま議員から新たに県のほうで制定をいたしましたヤードに関する条例に関しまして、具体的に条例について２件、また施行規則について１件、具体的な懸念というものをご指摘いただきました。第７条というところでは、比較的小規模な事業場における事業を対象外というふうにしておりますけれども、邑楽町においても現在100平方メートル以下という小規模の屋外保管場は確認できておりません。また、人家からの距離の規制については、県のほうでは周辺の生活環境の保全に必要な措置が講じられる事業についてのみ許可を行うと、そういった観点から立地基準は設けていないとのことであります。

第８条の囲いの構造基準においては、みだりに人が事業場内に立ち入ることを防止すること、出入口の施錠、また事業の営業時間内の内部の公開など、そういったことを取り決めておりますけれども、議員がご指摘したような、透明な素材によるヤードの内部の公開であるとか、そういったこと、それから事業所内の誤進入の防止、そういったことについても検討するというようなことになっているようでございます。

そして、施行規則の第15条の全ての規制対象事業について、事業場の見やすい場所への掲示については、全ての基準が遵守されるよう条例の運用を行いたいというふうに県のほうでも言っているようでございます。

そのように、現在県においても新たな条例であることから、条例施行規則の運用について細かな検討も行われているような状況にあるようでございます。議員ご指摘の、人家からの距離という立地基準については、具体的な検討は行わないというふうにされているようでございますけれども、それ以外の部分については運用の中で対応を検討しているというふうにも聞いておりますので、町としましてはこの条例がしっかりと遵守されるように県と協力をしながら、今後も監視あるいは指導等を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○松島茂喜議長　塩井早苗議員。

○12番　塩井早苗議員　ご答弁ありがとうございます。しかし、今おっしゃったのですが、敷地内が見えるって言ったのは､ほんの少しの透明な枠があればいいというふうに言っているだけであって、全て透明なのにしてくださいということではないということは町長ご理解だと思うのですけれども、私が何でこのことを自分では不足だなって感じるのは、これ少し県と今からしっかりとしていくわけですけれども、管理していくわけですけれども、県だけのでは少し邑楽町に即していない部分があるのではないかなって感じますので、町独自の条例、加味した、町の状態に合った条例をつくっていただきたいと強く思うのです。そこで、私の先ほど挙げましたのはほんの一例です。専門家が見ると、邑楽町にはこれも必要だ、これも必要だというのが多分出てくるかと思うのですけれども、審議会等に諮問して、そこで多数のご意見が上がったならば、そこで邑楽町独自の条例とい

うのを制定する考えはあるかどうか、町長の前向きなご答弁をお待ちいたします。どうぞよろしくお願いします。

○松島茂喜議長　橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長　お答えいたします。

このヤードに関しては以前にもほかの議員の方からもご質問等受けて、その都度答弁をしてまいりましたけれども、そのときから大きく状況は変わっておりませんので、同じような答弁になるかと思いますが、現在国においても廃棄物の処理及び清掃に関する法律、これの改正が令和10年を目途に予定をされておりまして、現在閣議決定まで進んでいるというふうに伺っております。国においてもヤード等に関しては全国的な問題として、様々な検討が行われているようであります。そうした流れの中で、群馬県においても県警の自動車ヤード条例、群馬県の再生資源ヤード条例が施行をされてきた経緯がございます。しかしながら、議員のご指摘のとおり、細かな部分では様々な懸念があるということも事実であろうかと思います。そうした中で、現状では既に制定されたこの県条例はじめ新たに改正が予定されております国の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の状況、これを見ながら、まずはしっかりとこれらの条例や、改正される法が運用されているかどうか、これらを注視していくことがまず大事だろうというふうに思っています。その上で、邑楽町にとって必要なもの、条例、法で不足していると思われるものについて、邑楽町独自の条例を図っていく必要があるのだろうと思っています。そういったことに向けて、今後大泉町、千代田町、邑楽町の西邑楽３町の環境関係及び都市計画関係の部署でこれらを検討する会を立ち上げて、また勉強会を行っていくというような予定にもなっております。

以上でございます。

○松島茂喜議長　塩井早苗議員。

○12番　塩井早苗議員　ありがとうございました。近隣の市町村と一緒になって環境のお話を検討していくということはとてもいいことだと思います。ぜひ県の条例、国の条例、県警の条例、県警のお決まり事等をしっかりと踏まえて、邑楽町の目標が将来にわたってしっかりとした目標になるように未来環境というのを挙げていますので、この目標に向かってしっかりとやっていただきたい、そのように思います。今日はありがとうございました。私の一般質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○松島茂喜議長　暫時休憩いたします。

〔午後　２時５６分　休憩〕

○松島茂喜議長　休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後　３時１６分　再開〕

◇　小久保　隆　光　議　員

○松島茂喜議長　８番、小久保隆光議員。

〔８番　小久保隆光議員登壇〕

○８番　小久保隆光議員　皆さん、こんにちは。最後の一般質問になりますが、よろしくお願いします。議席番号８番、小久保隆光です。よろしくお願いします。通告に従って一般質問をします。

一般質問の内容につきましては、町行政の施策についてでございます。人生100年の時代を迎えます。経済や医療も科学の進歩で豊かになってきました。物価高騰により電気料金やガス、水道やガソリン、さらには食品等、または医療等２倍以上に跳ね上がっております。さらには追い打ちをかけるように、ホルムズ海峡の原油が閉鎖され、日本の経済が打撃を受けております。各国も打撃を受けております。それによって、ガソリン等が値上がりしたり、医療の製品に関わる商品などが滞ります。手術すらおぼつかなく、人命に関わる問題が発生しております。また、農業用の肥料が滞り、注文しても手に入らない様態であります。６月は田植時期であり、肥料がなければ米はやはり育ちません。米の値段に影響を及ぼします。このように、物価高騰における町行政の給付金等の支援策について担当課長にお伺いいたします。よろしくお願いします。

○松島茂喜議長　川島学校教育課長。

〔川島隆史学校教育課長登壇〕

○川島隆史学校教育課長　お答えいたします。

今年度より開始となっております学校給食費の無償化がございます。本町では、さらなる子育て支援の充実を図るために、町内小中学校の学校給食費を無償化としております。

以上でございます。

○松島茂喜議長　小久保隆光議員。

○８番　小久保隆光議員　ありがとうございます。物価高騰により電気料金やガス、あるいは水道、ガソリン、さらには食品や医療等が跳ね上がり、２倍以上になっております。家計が苦しめられております。少しでも町行政の給付金等の支援があれば助かります。これからも給食についてよろしくお願いしたいと思います。さらに、給付金の支援につきましては、給食以外にもご支援をしていただければありがたいと思います。これは要望でございますので、よろしくお願いします。

○松島茂喜議長　小久保議員に申し上げます。

小久保議員、どなたにどのようなご質問だったでしょうか。もう一度お願いします。

○８番　小久保隆光議員　質問については、学校教育課長でございます。

○松島茂喜議長　質問の内容をもう一度お願いします。

○８番　小久保隆光議員　物価高騰に対する子育て家庭にどんな支援があるかということでお聞きいたしました。

○松島茂喜議長　先ほどその件については答弁をいただいておりますが、次の質問に移っていただいてよろしいですか。

○８番　小久保隆光議員　続きまして、学校教育、学校行事についてです。学校行事について、自転車教室についてですが、自転車による交通事故が年々増加傾向に見られます。自転車事故を防ぐためにも、低学年のうちに子ども一人一人に交通事故の意識を高めていく必要があります。そのためにも自転車教室が毎年実施されているかというふうに思います。今年から違反行為があった場合、青切符制度が実施されております。信号無視や一時停止、スマホを見ながらの運転など、青切符が科せられ、罰金が科せられております。今たくさんの人たちが罰金に苦しめられております。罰金も１万円以上、１万5,000円とか、そういうふうに以上にかかることもございますので、罰金に科せられた人は涙ぐんでおります。そういうふうなことで担当課長にお伺いします。本年度、自転車教室はいつ頃実施されたのか、お伺いをいたします。学校教育課長、よろしくお願いします。

○松島茂喜議長　川島学校教育課長。

〔川島隆史学校教育課長登壇〕

○川島隆史学校教育課長　お答えいたします。

自転車安全教室になりますけれども、各小中学校で年１回、今年度につきましては５月に警察署員、交通指導員、役場職員の協力の下、実施をしております。

以上でございます。

○松島茂喜議長　小久保隆光議員。

○８番　小久保隆光議員　ご説明ありがとうございます。やはり交通安全に関わる者は、低学年のうち、子ども一人一人に交通の意識改革、意識を高めてほしいと願っております。そのためにも自転車教室をこれからも実施していただければありがたいと思います。これは要望でございますので、よろしくお願いします。

続きまして、６月に入りますと、どこの学校でもプール教室が始まります。子どもたちは、わくわくして、楽しみであります。そこで、担当課長にお聞きします。今年のプール教室はいつ頃実施されるのか、またお伺いをいたします。よろしくお願いします。

○松島茂喜議長　川島学校教育課長。

〔川島隆史学校教育課長登壇〕

○川島隆史学校教育課長　お答えいたします。

今年度のプール授業につきましては、小学校が６月の上旬から、中学校が６月の下旬より開始予定となっております。

以上でございます。

○松島茂喜議長　小久保隆光議員。

○８番　小久保隆光議員　ご説明ありがとうございます。実施するためにはいろいろな規則、約束が

あると思いますが、規則を守って実施してほしいと思います。よろしくお願いしたいと思います。６月というふうなことを聞きましたが、来年もひとつよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、修学旅行の見学先についてお話を聞きたいと思います。小学校６年間、待ちに待った楽しい修学旅行です。皆さんも修学旅行で楽しい思い出とか、いっぱい友達をつくったというふうに思います。そのことで、見学先を教えてください。例えば小学校はたくさんありますけれども、そのうちで中野小学校を参考に担当課長にお伺いします。これも学校教育課長、よろしくお願いします。

○松島茂喜議長　川島学校教育課長。

〔川島隆史学校教育課長登壇〕

○川島隆史学校教育課長　お答えいたします。

小学６年生で行く修学旅行で申しますと、国会議事堂や鎌倉が中心となっております。中野小学校につきましても国会議事堂や鎌倉となっております。

以上でございます。

○松島茂喜議長　小久保隆光議員。

○８番　小久保隆光議員　ありがとうございます。６年生は国会議事堂、または鎌倉というふうなことをお聞きしました。私たちはどこかなというふうに考えておりましたが、６年生のときには日光でございます。日光で泊まったことがございます。友達もたくさんつくりました。宿で寝ながら、昔は枕投げしてもよかったのです。今はそんなことをしたらとっちめられてしまうかもしれませんけれども、もう寝ながら枕をぼんぼん、ぼんぼん。そして、ちょっとでも起きると布団がみんな剥がされてなくなってしまいますけれども、そんな楽しい思い出、それでお友達をたくさんつくったことがあります。本当によい思い出になりました。

続きまして、空き家対策についてでございます。最近、近所で空き家が目立つようになってきました。今まで格式の高い立派な家でしたけれども、雑草が生え、カラスやムクドリの声がさえずっている。すぐ空き家だというふうに分かります。そこで、担当課長にお聞きします。担当課長に町で把握している空き家の数及び対策方法についてお聞きしたいと思います。建設環境課長、よろしくお願いします。

○松島茂喜議長　石原建設環境課長。

〔石原　薫建設環境課長登壇〕

○石原　薫建設環境課長　お答えいたします。

空き家対策につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、邑楽町空家等対策計画を策定しております。最新の計画は令和６年11月に策定しており、計画策定時の空き家調査においては334戸の空き家を確認しております。調査後に新たに空き家となっている物件等もございますので、常時観測をしている状況にはなっております。計画にのっとり事務を進めておるところ

でございますが、空き家等の新たな発生抑制と適切な維持管理の促進、空き家等の流通と利活用の促進、町条例に基づく対応と法に基づく措置の実施を行っております。適切な管理がなされず、なおかつ自主的な改善についても図られない空き家等で、倒壊等により隣接地や公道に危険を及ぼすおそれが強いなど、周辺住民の安全を著しく脅かす可能性があるものについて、危険性や切迫性等を総合的に判断した上で、空家特措法に基づき助言または指導、勧告といった改善に向けた働きかけを段階的に行っております。

令和６年については、３件の空き家について管理不全空家等に認定し、指導、勧告を行いました。うち１件については改善されましたが、ほか２件については改善が見られず、特定空家等に認定を行っております。令和７年度については、２件の管理不全空家等、また５件の特定空家等に認定を行い、現在指導、勧告等を行っているところでございます。令和６年度に認定した特定空家等の１件につきましては、所有者不在となっており、現在略式代執行において、町での解体を予定しておるところでもございます。また、令和７年度に認定した１件につきましては、相続財産管理人の選定を行い、空き家の解消に向けて動いているところでございます。相続放棄等により管理者が不在となる空き家も多く、対応につきましては大変難しい状況もございますが、法にのっとり適正な措置を行っていきたいと思います。

以上でございます。

○松島茂喜議長　小久保隆光議員。

○８番　小久保隆光議員　ありがとうございます。管理規則に従いまして、空き家所有者や空き家に対して町としての施策、そういうふうなものの見解、誠にありがとうございます。今後とも空き家対策についてよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、空き家所有者や、空き家にしないための町としての施策があると思いますので、その点、よろしくお願いしたいと思います。

○松島茂喜議長　石原建設環境課長。

〔石原　薫建設環境課長登壇〕

○石原　薫建設環境課長　お答えいたします。

空き家を増やさない取組としましては、福祉介護課などと協力し、空き家としないための取組を高齢者に向けて行っております。また、広報誌を通じて空き家等の発生予防の重要性や、適切に管理されていない空き家等が引き起こす問題などを周知啓発しております。空き家となってしまった場合には、空き家等の所有者等と利用希望者のマッチングを促進するため、邑楽町空家等バンクを設置しており、登録された空き家等の情報を町内外の利用希望者にホームページで発信しております。また、空家リフォーム補助金、空家等利活用補助金、危険空家等除却補助金などを利用した新たな流通の促進や、今年度からとなりますが、邑楽町空家等の除却に係る固定資産税等相当額補助金を設立しました。これは、地方税法において住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例を受

けている土地の空き家を取り壊す場合に、取り壊した後に税額の上昇分を２年間にわたり補助するものでございます。管理不全な空き家を増やさないことは、安全安心な町民生活を送る上で大変重要であることから、これからも情報発信や助言等を積極的に行ってまいります。

以上でございます。

○松島茂喜議長　小久保隆光議員。

○８番　小久保隆光議員　空き家等の取組についてお話がありましたが、ありがとうございます。空き家の取組、高齢者に向けての指導、固定資産税の特例などについて２年間補助があるというふうなことを聞いて、うれしく思います。さらには、空家バンク、ホームページ、リフォーム等の補助金等についてお話がございました。ひとつこれからもよろしくお願いしたいと思います。情報発信のほうもついでによろしくお願いします。

続きまして、道路工事の考え方についてお伺いします。町の幹線道路は、大型車はもちろん、乗用車や二輪車など、大変多くの車が通っております。皆さんの近くでも大きな車が通っているというふうに思います。道路は、町インフラの顔であります。重要な道路でもあります。しかし、近隣住民の生活に支障を来している場所もたくさんあるかと思います。大型車が通るたびに家が揺れて、夜も眠れないというふうなことを聞きます。また、白線も見えにくいところもあります。皆さんのところはどうですか。白線の見えないところはあるというふうに思います。自転車や歩行者の安全確保もできていないところもあります。安全確保ができていないと、大きな事故にならないかと心配されます。そこで、担当課長にお聞きします。建設環境課長、よろしくお願いしたいと思います。

○松島茂喜議長　石原建設環境課長。

〔石原　薫建設環境課長登壇〕

○石原　薫建設環境課長　お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、道路の舗装などによってお家が揺れたりとか、そういったことがある現状があります。道路の舗装は、幹線道路など多くの通過交通がある道路については、10年を過ぎてくると舗装のクラック等が多く発生してきます。そのまま進行しますと、路盤層まで損傷してしまうことから、損傷が深刻化する前に舗装の表層部分を修繕する予防保全型の維持管理を行うために、邑楽町舗装長寿命化計画を策定しております。計画では、交通量や重要度から長寿命化を行う路線を指定し、ひび割れやわだち掘れ量の路面性状調査の結果から修繕箇所を決めております。今年度においては、町道幹線３号線の一部と町道９―83号線の長寿命化修繕工事を予定しております。また、道路の白線などの路面標示につきましては、維持補修の中で適宜修繕を行い、安全性の確保に努めていきたいと思います。

以上でございます。

○松島茂喜議長　小久保隆光議員。

○８番　小久保隆光議員　今、建設環境課長から道路工事の町の考えについてお話がございました。

よく分かりました。ありがとうございます。道路工事は何億円、何千万円もかかるというふうに思っております。これからも町の環境や整備をよろしくお願いしたいと思います。これは要望でございますので、ひとつ建設環境課長、頑張ってください。よろしくお願いします。

○松島茂喜議長　小久保議員、質問は終了ですか。終了でよろしいのですか。

○８番　小久保隆光議員　はい。

○松島茂喜議長　まだありますか。

○８番　小久保隆光議員　まだあります。

○松島茂喜議長　では、質問してください。

小久保隆光議員。

○８番　小久保隆光議員　時間がたっぷりありますので、早く終わらせると困ると思いますので、その点よろしくお願いします。

最後になりますけれども、物価高騰による町長の支援策を伺いたいと思います。前と同じく、お話がちょっと長くなると思いますが、人生100年の時代を迎えながら、経済、医療とか、そういうふうなものが進歩しています。さらには、豊かになっております。しかし、高騰により、前にもお話ししたとおり、電気やガス、水道、あるいは医療等が２倍になっております。非常に苦しんでいる人たちがたくさんおります。家計の負担がますます、また苦しめられております。さらには、前にもお話をいたしましたけれども、追い打ちをかけるようなホルムズ海峡の原油、ナフサですね、ホルムズ海峡の原油が閉鎖され、日本経済や各国が大変打撃を受けており、皆さん悲しんでおるというふうに思います。ナフサの原料がなければ、医療に関わる製品が滞ります。手術がおぼつかなくなり、人命に関わる問題が発生しております。さらには、病院まで手術ができないというふうなことで休んでしまったり、病院が閉鎖されたり、そういうふうなこともございます。さらには、農業用の肥料も注文しても手に入らない状態でございます。６月は前にもお話ししたとおり、田植の時期でございます。肥料がなければ米も生産されません。皆さん方は米でなく、うどんを食べたり、またラーメンを食べたり、パンを食べたり、米の代わりになるものを食べております。そして、家計の足しになるようなことを一生懸命やって、ある人に聞きますと、商店で最後に袋を、３円か５円ですか、それを買った旦那衆が家に帰りますと、奥さんに怒られてしまいます。何でそんな３円も５円もする袋、そういうのを買ってくるのだ、何回も買ってくるのだというふうなことを言われておりました。そういうふうなことで、家庭の主婦としてはそれほど厳しい状態でございます。そういうふうな問題で、物価高に関わる町長の支援策を聞きたいと思います。町長、よろしいでしょうか。お願いします。

○松島茂喜議長　橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長　お答えいたします。

世界情勢の不安定化等によりまして、現在も物価高騰が続いております。こうした中、直近では、町のほうでは、昨年度になりますけれども、今年３月に国の物価高騰対応臨時交付金を活用いたしまして、全世帯に町の電子地域通貨でありますコハクペイ、これを１人当たり１万円の配布事業というものを実施しました。また、同時期に町内の介護サービス事業所、それから障害福祉事業所、これらに１サービス当たり20万円、これらも配布をしたところであります。また、町内の民間学童保育所、これについても１施設当たり20万円を配布いたしまして、物価高騰の対応、少しでも家計等の足しになればということで実施してきたところでございます。

今年度、令和８年度につきましては、既に予算化されているものにつきましては、これまでも実施してまいりましたプレミアム付商品券、地域通貨コハクペイを今年は１億5,000万円、プレミア率20％で10月に販売をする予定でございます。これによりまして、家計の応援と、それから地域経済の活性化と２つの事業効果を図ってまいりたいというふうに考えております。また、これ以外にも今後も国の交付金等の配分があった際には、またそのときの状況に応じて、なるべく多くの町民に行き渡るように物価対応について検討を重ねてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○松島茂喜議長　小久保隆光議員。

○８番　小久保隆光議員　町長、ありがとうございます。物価高騰に関わる支援策について細々お聞きいたしました。安心いたしました。町の３月臨時交付金、いろいろありました。コハクペイ、１人当たりの分とか、介護事業所には20万円、助かります。20万円というふうなお金があります。それから、民間学童保育所に対しても物価高騰対応が20万円、１億5,000万円、家計の応援というふうなこともございますが、町長、いろいろ支援策を考えていただきましてありがとうございます。今後とも家計の応援をよろしくお願いします。国の交付金もございますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

それでは、私からの一般質問について終わりたいと思います。以上をもちまして私からの一般質問を終わりたいと思います。皆さんありがとうございます。これからもよろしくお願いしたいと思います。

◎散会の宣告

○松島茂喜議長　以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。本日の会議は以上にとどめ、これで散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長　異議なしと認めます。

よって、本日はこれで散会することに決定しました。

なお、明日10日は午前10時より会議を開き、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

〔午後　３時５７分　散会〕